

報 告 書

令和3年10月22日

日野市長 大 坪 冬 彦 様

大坪市政における地方公務員法違反疑惑及び旧日野市立たかはた保育園
の機能移転に伴う一連の疑惑に関する第三者実態調査委員会

弁護士 古 川 健太郎

弁護士 小 林 大 祐

弁護士 金 田 真 明

本報告書は、日野市議会の「大坪市政における地方公務員法違反疑惑に係わる事実の実態解明と再発防止を求める決議」及び旧日野市立たかはた保育園の機能移転に伴う一連の問題等に対する疑惑の高まりを受け、日野市元副市長の関与及び地方公務員法違反の実態等について、調査を行うために設置された第三者実態調査委員会が実施した調査につき、その報告を行うものである。

以下では、日野市元副市長河内久男氏を「河内氏」、日野市を「市」、日野市議会を「市議会」、当第三者実態調査委員会を「当委員会」と記載する。また、部署、役職については、特に断りがない限り、行為時点における部署、役職を指すものとする。

第1 本調査の概要

1 当委員会について

(1) 市議会の決議

市議会は、令和2年12月11日付けで「大坪市政における地方公務員法違反疑惑に係わる事実の実態解明と再発防止を求める決議」を行った。

上記決議は、「日野市元副市長が、市立病院並びに川辺堀之内土地区画整理組合から不当に報酬を受け取った事案に対し、市議会が令和元年6月・令和2年3月に提出した決議について、現在係争案件となっており、市議会としては引き続き重大な関心をもって厳正なる判決をまわっているところである。」ところ、「一. 日野市元副市長をめぐる係争案件以外の疑惑に対する事実の徹底究明」及び「二. 一連の事態の管理責任の明確化と再発防止策を明文化すること」を求めるものであった。

(2) 上記決議の背景

ア 令和元年6月に、市議会の「日野市元副市長の日野市立病院と川辺堀之内土地区画整理組合の兼業による二重報酬受取の徹底解明及び日野

市立病院のハラスメントの原因究明を求める決議」を受け、令和元年8月に第三者委員会を設置し、令和2年2月に第三者委員会の調査結果が報告された。

その後、令和2年3月に、市議会の2回目となる「第三者委員会報告における未解明の徹底究明と川辺堀之内土地地区画整理組合への市助成金交付の妥当性及び同組合の資金管理等の実態解明を求める決議」を受け、市による継続調査及び市の指導により開始された同組合による公認会計士と弁護士の手を借りた内部調査の過程で、同組合での河内氏らによる不正行為の嫌疑を把握した。

市は平成31年3月より開始した、市による同組合の運営に関する調査、そして二度の市議会の決議を受けた市と同組合による内部調査の過程で浮き彫りとなったあらゆる疑惑について警視庁へ相談した。

そして、令和3年2月17日に、河内氏と株式会社日野市企業公社から日野市川辺堀之内土地地区画整理組合に派遣されていた同組合職員2人が詐欺罪の容疑で警視庁に逮捕され、このうち、河内氏と同組合職員1人が令和3年3月10日に起訴された。

イ 旧たかはた保育園の機能移転に伴う一連の問題等

こうした中で、旧日野市立たかはた保育園（以下「旧たかはた保育園」という。）の近接域内に、社会福祉法人が新たに民営のM保育園（以下「M保育園」という。）を設立することによる、旧たかはた保育園の機能移転（以下「旧たかはた保育園の機能移転」又は単に「機能移転」という。）がなされた過程に、河内氏が関与していたことがわかった。

ウ 新たな兼業疑惑

さらに、旧たかはた保育園の機能移転に関し、M保育園の土地所有者の親族が運営する医療法人において河内氏が役員に就任していたこと、これ以外の市内の医療法人等においても、河内氏が役員に就任していたことが判明し、河内氏に地方公務員法等に違反する兼業等の疑惑が生じた。

(3) 第三者実態調査委員会設置要綱

市は、令和3年3月18日付けで旧たかはた保育園の機能移転に関する河内氏の関与及び地方公務員法違反の実態等につき、調査を行うべく、大坪市政における地方公務員法違反疑惑及び旧日野市立たかはた保育園の機能移転に伴う一連の疑惑に関する第三者実態調査委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）を制定し、当委員会を設置することとなった。

(4) 当委員会の構成

設置要綱第3条に基づき、市は、以下の3名の弁護士を当委員会の委員に嘱託し、令和3年3月24日の第1回委員会において、3名の委員は、互選により、以下のとおり委員長及び副委員長を定めた。

委員長 古 川 健太郎（八王子ひまわり法律事務所）
副委員長 小 林 大 祐（南鷹法律事務所）

委員 金 田 真 明（あかつき府中法律事務所）

2 調査の対象

当委員会の調査の対象は、設置要綱第2条に定められた以下の事項である。

- ① 旧日野市立たかはた保育園の機能移転先であるM保育園の土地建物を所有する者の親族が運営する医療法人における、日野市元副市長の役員等受任の実態
- ② 前号の医療法人以外の公益法人等における、日野市元副市長の役員等受任の事実の有無及びその事実が有る場合の実態
- ③ 前2号に規定する役員等受任に関する地方公務員法（昭和25年法律第261号）違反の有無
- ④ 前号に規定する違反があった場合における管理責任の所在及び問題の要因
- ⑤ 旧日野市立たかはた保育園の機能移転に伴う次に掲げる一連の手続きにおける違法性及び妥当性の有無並びに日野市元副市長の関与の実態
 - ア M保育園の建設用地の選定
 - イ M保育園の運営法人の選定
 - ウ M保育園の運営法人への賃料に係る補助金の支出
 - エ M保育園の運営法人への整備費に係る補助金の支出
 - オ M保育園が所在する複合施設の整備工事及びM保育園の内装工事に関する業者選定
 - カ 都道からM保育園までの進入路の整備
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、委員会が前各号の調査を実施するために必要と認めた事項

3 調査を行う背景及び目的の概略

（1）旧たかはた保育園の土地賃貸借契約及びM保育園への機能移転

旧たかはた保育園は、昭和36年に宗教法人K（以下「宗教法人K」という。）から土地（所在：日野市高幡702番3、703番2、705番1の内 地積：合計1480.61㎡）を賃借して設置された。平成3年、宗教法人Kから市に対して、土地返還の申入れがされ、その後、土地賃貸借契約は、複数回の更新を経た後、平成26年3月31日を賃貸借の終期とする協定書の締結がされるに至った。これにより、同日をもって旧たかはた保育園は閉園することが決まり、市として旧たかはた保育園が担っていた保育需要に応える必要が生じた。

こうした中で、河内氏の関与のもと、旧たかはた保育園の近隣地の土地所有者が建築を予定する診療所に民間保育園を併設し、旧たかはた保育園の機能を移転するという計画が策定された。

河内氏は、その当時、日野市立病院（以下「市立病院」という。）の臨時職員（院長相談役）であったところ、その職務の範囲外とみられる同計画に関与する権限が不明であり、また同計画の実施過程において以下の

疑義があることから、その調査・検証の必要性が指摘された。

(2) 建築用地の選定

旧たかはた保育園の機能移転先である複合施設の建築用地の選定過程において、河内氏の関与による土地所有者に対する利益誘導が図られていないか等の違法性や不当性の有無を調査・検証する必要がある。

(3) 運営法人の選定

M保育園の運営法人には、社会福祉法人M（以下「社会福祉法人M」という。）が選定された。民間保育園の運営法人の選定であるものの、公立保育園の機能に移転させること及び市からの助成があることを踏まえ、その選考プロセスの違法性や不当性の有無を調査・検証する必要がある。

(4) 補助金の支出

M保育園は、土地所有者が診療所と保育園の複合施設を建設し、保育園部分を社会福祉法人Mに賃貸するとともに、社会福祉法人Mが保育園部分の内装工事を行うという方法で開設された。

市は、社会福祉法人Mに対し、内装工事費のほか、賃貸借契約において合意された前払い賃料を補助金として支出した。内装工事費については、追加工事に対して補助がされていること、前払い賃料は、例のない多額の補助であること等から、これらの補助金の支出の違法性や不当性の有無を調査・検証する必要がある。

(5) 複合施設の整備工事・M保育園の内装工事業者の選定

M保育園が所在する複合施設の整備工事は、直接的な補助金の対象となっていないものの、社会福祉法人Mに補助される前払い賃料は、事実上、複合施設のうち、M保育園の建物躯体工事費に対するものである。また、M保育園の内装工事は補助金の対象となっている。

よって、複合施設の整備工事及びM保育園の内装工事に関する業者選定その選考プロセスの違法性や不当性の有無を調査・検証する必要がある。

(6) 都道からM保育園までの進入路の拡張

幅員4mの私道であった都道からの進入路は、市が土地所有者に工事費・用地買収費等につき補助金を支出するとともに、土地所有者との間での土地交換及び土地所有者からの寄附等により拡張整備された。

かかる手法は道路の整備方法としては例外的な取扱いであること等から、この補助金の支出及び土地交換等の過程における違法性や不当性の有無を検証する必要がある。

(7) 河内氏の関与

旧たかはた保育園の機能移転の計画策定及び実施に、当時、市立病院の臨時職員（院長相談役）であった河内氏が関与しているところ、その権限及び地位は不明確である。上記各問題点との関係で、河内氏の関与の実態並びに違法性及び不当性の有無を解明する必要がある。

(8) 河内氏の兼業の有無及び実態

河内氏は、前述したように川辺堀之内土地区画整理組合に関する問題において違法な兼業が明らかになっていた。こうしたところ、M保育園の土

地所有者の親族が運営する医療法人や、これ以外の法人においても、役員等就任の事実が判明し、地方公務員法に違反する兼業等の疑惑が生じた。そこで、役員等受任の有無、その実態等、違法性の有無及び管理責任の所在等が明らかにされる必要がある。

4 調査の期間

令和3年3月24日から令和3年8月31日まで

5 調査の方法

(1) 当委員会は、調査期間中、以下の方法により調査を行った。

- ① 市の関係部署に保存されている資料の調査
- ② 関係者及び関係団体等から提出のあった資料の調査
- ③ 関係者に対するヒアリング
- ④ 関係箇所の現地確認

(2) 調査した資料は、別紙1「調査資料目録」記載のとおりであり、ヒアリングを行った関係者は、別紙2「ヒアリング対象者目録」記載のとおりである。

(3) 設置要綱において定められた当委員会の権限は、市の部局に対して、必要な文書、資料等の提出等を求めたり、市の職員に対して、ヒアリング等を求めたりすることである（設置要綱第7条）。

市の部局及び職員以外の調査対象者である、本件に関連する各団体、その関係者及び市の元職員に対しては、当委員会は、任意の協力を求めうるにとどまり、強制力をもって資料提出要求やヒアリングを行うことはできない。

(4) 事実の認定にあたり、河内氏の兼業等に関して既に報告されている、令和2年2月3日付「日野市元副市長の日野市立病院と川辺堀之内土地区画整理組合の兼業による二重報酬受取等に関する実態調査のための第三者実態調査委員会報告書」（以下「令和2年2月報告書」という。）及び令和2年10月「『第三者委員会報告における未解明の徹底究明と川辺堀之内土地区画整理事業組合への市助成金交付の妥当性及び同組合の資金管理等の実態解明を求める決議』に対する調査結果報告書」（以下「令和2年10月報告書」という。）において認定された事実及び評価は、特にこれと異なる認定及び評価をすべき事情がない限り、採用した。

第2 河内氏の医療法人等における役員受任の実態について（設置要綱第2条の調査の対象①ないし④）の調査結果

1 はじめに

河内氏は、副市長退任後の平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間、市立病院において、非常勤特別職である病院経営専門監として、また、同年4月1日から平成31年3月31日までの間、臨時職員（院長相談役）として勤務していた。

他方、上記市立病院での勤務期間中、河内氏は、旧たかはた保育園の機能移転先であるM保育園の土地建物を所有する者の親族が運営する医療法人において監事に就任していたことが判明している。

ここでは、この監事受任の実態、これ以外の公益法人等における河内氏の役員等受任の事実の有無及びその事実がある場合の実態並びにこれらの地方公務員法違反の有無及び管理責任の所在等についての調査結果を記載する。

2 市立病院における勤務について

(1) 市立病院について

平成14年6月1日、市によって、日野市多摩平四丁目3番地の1に開設された総合病院であり、内科、総合内科、循環器内科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、血管外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、精神神経科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科（ペインクリニック）、救急科、病理診断科の計22科、病床数300床を有する市の中核病院である。

市立病院は、河内氏が病院経営専門監から臨時職員（院長相談役）となった平成24年4月当時、診療体制の充実と経営健全化を目指した「改革プラン」に取り組んでいたが、赤字体質の脱却に至っておらず、厳しい経営状況が続いており、更なる経営改革が喫緊の課題であった。（令和2年2月報告書参照）

(2) 河内氏の略歴

河内氏は、昭和36年10月1日付で市に入庁し、衛生課、民生部清掃課、教育委員会庶務課、市民部納税課を経て、昭和53年5月1日付で都市整備部区画整理課の庶務係長となった。以降、昭和64年1月1日付で同部区画整理第1課課長、平成8年4月15日付で同部部長となり、平成9年6月3日付で依願退職、その後、同月4日から平成21年6月3日までの3期12年間、日野市助役及び副市長を務め、任期満了により退任した。

副市長退任後の平成21年6月4日から平成24年3月31日に任期満了となるまでの間、非常勤特別職として市立病院の病院経営専門監として、また、同年4月1日から平成31年3月31日までの間は、臨時職員（院長相談役）として勤務していた。（別紙3「元副市長の日野市・市立病院及び川辺堀之内土地区画整理組合、公益法人等での経歴」参照）

(3) 河内氏の市立病院における勤務状況等

ア 非常勤特別職・病院経営専門監

(ア) 任命

平成21年6月4日付で、市は、河内氏を非常勤特別職である日野市立病院経営専門監（以下「経営専門監」という。）として任命した。

当時の日野市立病院経営専門監設置規則（平成21年6月3日規則第46号・令和3年3月31日廃止）は、経営専門監を地方公務員法第3条第3項第3号に規定する参与とし（第2条）、任用期間を平成2

3年3月31日までとしていた。なお、この任用期間は平成23年3月30日規則第17号により1年延長され、平成24年3月31日までとされた(第4条)。また、その所掌事務は、「日野市立病院改革プラン」に示す経営改善の具体的措置に関すること、その他市立病院の経営に関することとされ、市立病院の設置者である市長の特命を受け、「市立病院設置者代行」として市立病院の経営に関する重要な問題の解決に当たるものとされていた(第5条)。

報酬等については第8条で定められ、これを受けた当時の日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第13号)によれば、経営専門監の報酬は月額75万円であった。

(イ) 勤務実態

市立病院の院長と経営専門監の関係は並列で、病院経営については経営専門監の方が院長より上位であった。また、院内における決裁は、病院設置者である市長の代行としてその意思を反映するため、院長決裁事項についても決裁するものとされていた。河内氏は、院内においては院長と同等の権限を事実上有していたため、他の職員が感じていた仕事上の圧力は相当のものがあったと思われる。(令和2年10月報告書参照)

なお、経営専門監は非常勤特別職であることから、勤務時間の管理は行われておらず、タイムカード等は存在しない。

(ウ) 兼業等に関する手続

河内氏が、経営専門監であった平成21年6月4日から平成24年3月31日の間に、市立病院の院長若しくは事務長又は市長若しくは総務部職員課に対し、他の法人の役員就任等について報告等をした事実は確認できなかった。

イ 臨時職員(院長相談役)

(ア) 任命

市は、河内氏との間で、平成24年3月31日付「臨時職員雇用確認書」を作成し(なお、当時の市の様式、回議書等では「雇用」とされているが、臨時的任用職員は市と私法上の雇用契約関係にあるものではないので、正確には「任用」又は「任命」である。)、同年4月1日付で、河内氏を、市立病院の臨時職員(院長相談役)として、期間を平成24年4月1日から平成24年9月30日までとして任命した。その後、任用期間が満了する6か月ごとに、平成31年3月31日までの7年間にわたって、再度の任用が繰り返された。

平成24年3月31日付の「臨時職員雇用確認書」の作成に際しては、同年4月1日付起案の回議書が作成されているが、これ以降の再度の任用に係る回議書の存在は確認できなかった。このため、河内氏が、いかなる経緯で地方公務員法及び日野市臨時職員取扱要綱(昭和61年10月1日制定)に定められた期間制限を超えて、長期にわたり任用され続けたのかは不明である。

各「臨時職員雇用確認書」上の任用条件として、勤務日及び勤務時間は、平成24年4月1日から平成28年9月30日までは月曜日から金曜日までの平日のうち週3日、平成28年10月1日から平成31年3月31日までは月曜日から金曜日までの週5日、いずれも午前8時30分から午後5時までとされていた。なお、いずれの「臨時職員雇用確認書」にも、「※繁忙期の勤務日は別途協議による。※ただし所属長の命により勤務時間を変更できる。」との記載があった。

また、給与について、各「臨時職員雇用確認書」によれば、河内氏の給与は、平成24年4月1日から平成25年9月30日までは月額28万円、同年10月1日から平成26年3月31日までは月額34万2000円、同年4月1日から平成28年9月30日までは月額36万円、同年10月1日から平成31年3月31日までは月額55万円とされており、このほか交通費が支給されることとなっていた。

勤務の内容について、平成24年3月31日付「臨時職員雇用確認書」においては、「院長相談役」とされており、「詳細は別紙のとおり」と記載されているものの、当該別紙の存在は確認できず、その職務内容は不明である。なお、同年4月1日起案に係る回議書の説明欄には、伺いの趣旨として「平成21年6月1日より平成23年度末まで日野市病院設置代行として当院で働かれていた河内久男と日野市役所との契約期間が満了するので、日野市立病院と新たに雇用するものです。」、伺いの理由として「日野市役所との契約は昨年度で終了することとなるが、経歴やこの3年間の実績等を踏まえ、今後も日野市立病院の運営に協力いただくため、日野市立病院と新たに雇用するものです。」との記載がある。

任用の経緯について、病院関係者によれば、河内氏が平成24年3月末をもって経営専門監を退任することになったものの、当時市立病院が危機的状況だったため、引き続き河内氏に市立病院において従前同様に病院経営を支えてもらいたいとの当時の院長の意向により、院長相談役として市立病院に残ってもらうこととなったとのことであった。河内氏は、臨時職員であるため法的には病院経営専門監が有する対外的な権限があるわけではないものの、少なくとも院長からは市立病院内においては従前同様の役割が期待され、また、市立病院の職員は、臨時職員である河内氏のことを従前同様、院長と同等の位置づけの上司であると認識していた。(令和2年2月報告書参照)

(イ) 勤務実態

臨時職員として任用された平成24年4月1日以降は、タイムカードにより勤務時間の管理が行われていた。河内氏のタイムカードは、平成25年4月分以降のものが市立病院に保管されていた。河内氏は、臨時職員雇用確認書上では週3日勤務とされていた時期(タ

タイムカードの記録上では平成25年4月から平成28年9月)から、恒常的に週6日程度勤務していたことが認められた。勤務時間についても定時(午前8時30分から午後5時)の前後における時間外勤務が頻繁に行われていたことを示す記録が残っていることが確認できた。

臨時職員の出張及び時間外勤務について、市立病院では、「出張、時間外等勤務命令簿」が作成されることとなっており、職員が時間外勤務を行う場合、事前に主管部課長の命令を得なければならないこととなっている。河内氏の時間外勤務については、平成26年9月分以降のものが市立病院に保管されており、同時期以降は、少なくとも形式上は「出張、時間外等勤務命令簿」が作成され、主管部課長命令印として当初は事務長印が、平成27年4月以降は院長印が押されていることが確認できた。

「出張、時間外等勤務命令簿」の従事業務の内容欄には、院内打合せ、資料作り、院内調整、医師との打合せ等の記載が見られた。

(以上の詳細については、令和2年2月報告書及び同別紙5「市立病院、区画整理組合業務時間一覧表」を参照)

河内氏に対しては、前述の基本給のほか、タイムカード記載の時間外勤務分全てに対してではないようであるものの、時間外勤務に対する賃金も支払われていた。(詳細については、令和2年2月報告書及び同別紙6「河内元副市長市立病院賃金等支払い実績一覧を参照)

河内氏は、市立病院で取り組んでいる改革プランの推進のため、院長のサポート役として院長から様々な相談を受けるとともに、市立病院内の委員会に出席するなどして多くの職種の調整を行っていたが、医師らの診察業務は日中であることから、委員会や調整などの業務は早朝や夕方以降の時間に行われることが多かったようである。他方、日中の時間帯については、河内氏が市立病院の1階の個室を執務室としていたため在室の有無や行っている業務内容が外からは見えないこととも相まって、河内氏が日中に市立病院の業務に専念していたかどうかは確認されていない。(令和2年2月報告書参照)

(ウ) 兼業等に関する手続

河内氏が、臨時職員であった平成24年4月1日から平成31年3月31日までの間に、任命権者である市長に対し、地方公務員法第35条及び後述の日野市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく職務専念義務の免除の承認を受けた事実、並びに地方公務員法第38条第1項及び後述の日野市職員の兼業許可等に関する事務取扱規程に基づく兼業許可の申請を行い、その許可を受けた事実は確認できなかった。

3 旧たかはた保育園の機能移転先であるM保育園の土地建物を所有する者の親族が運営する医療法人における、河内氏の役員等受任の実態

(1) 医療法人Tについて

ア 登記事項

医療法人T（以下「医療法人T」という。）の法人登記によれば、主たる事務所は日野市大字新井865番地の3（なお、現在の同地の地番は日野市新井三丁目3番地20である。）医療福祉複合施設フェニックス2、法人成立の年月日は平成27年3月18日である。

目的及び事業として、「診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及すること」を目的とし、「医療法人Tクリニック」を上記主たる事務所の所在地にて開設するとされている。役員に関する事項には、理事長としてT^x氏が登記されている。

イ 事業について

医療法人Tは、上記の「Tクリニック」を経営している。同クリニックのウェブサイトによれば、同クリニックの開院は平成26年、院長はT³氏（旧姓は「T²」である。）であり、診療科目は、内科、小児科、神経内科、循環器内科、腎臓内科、リハビリテーション科である。

なお、医療法人Tの理事長であるT^x氏とTクリニック院長のT³氏は夫婦であり、T^x氏は平成20年10月1日から、市立病院に内科医師の臨時職員として勤務している。また、T³氏は、平成20年10月1日から平成26年3月31日まで、市立病院に内科医師の臨時職員として勤務していた。

ウ 医療複合施設及び敷地について

(ア) 登記事項

医療法人Tの主たる事務所の所在地である、医療福祉複合施設フェニックス（以下「フェニックス」という。）の建物登記によれば、フェニックスの所在地は日野市新井三丁目3番地20、3番地16、3番地17、3番地18及び3番地14であり、構造は鉄筋コンクリート造陸屋根2階建、床面積は1階が1422.49㎡、2階が1129.79㎡である。専有部分は3つに分かれており、家屋番号新井三丁目3番20の1が保育所で、床面積は1階が754.62㎡、2階が677.23㎡、家屋番号同3番20の2が診療所で、床面積は1階が607.21㎡、2階が195.00㎡、家屋番号同3番20の3が居宅で、床面積は1階が16.50㎡、2階が211.25㎡である。いずれについても、平成26年6月30日に建物所有権保存登記がされ、当時はT¹氏が100分の85、T²氏が100分の15の共有持分であったが、平成27年3月17日相続を原因として、T¹氏の上記持分全部がT²氏に移転している。

フェニックスの敷地の土地登記によれば、日野市新井三丁目3番14の宅地は、平成26年6月9日交換を原因として、市からT²氏に所有権が移転している。同3番16、17及び18の宅地は、もともとT¹氏の所有であったところ、平成27年3月17日相続を原因とし

て、T²氏に所有権が移転している。同3番20の宅地は、T¹氏の所有であったところ、平成20年3月6日贈与を原因として、T²氏に所有権が移転している。

以上から、現在、フェニックス及びその敷地の所有権は全てT²氏が有していることになる。

(イ) 親族関係について

T¹氏はT²氏の実母であり、T²氏は、T³氏の実母である。

前述のとおり、T^x氏とT³氏は夫婦であるので、T²氏とT^x氏は義理の親子ということになる。

(ウ) M保育園との関係について

フェニックスの専有部分のうち保育所部分は、M保育園として社会福祉法人Mが使用している。

これに関し、上記保育所部分及びフェニックスの敷地のうち保育所の機能に必要な園庭等について、T¹氏及びT²氏と社会福祉法人Mとの間で、平成26年3月25日付建物賃貸借契約が締結されている。前記のとおり、平成27年3月17日相続により、T¹氏の建物持分及び敷地所有権はいずれもT²氏が取得していることから、上記相続に伴いT¹氏の賃貸人たる地位もT²氏が承継したものとみられる。

以上から、現在、フェニックスの専有部分のうち保育所部分及び敷地のうち園庭等について、賃貸人T²氏、賃借人社会福祉法人Mとする賃貸借契約が存在し、同所で社会福祉法人MがM保育園を運営しているということになる。

(2) 河内氏の役員就任状況

医療法人Tに対して、令和3年4月28日付で河内氏の役員就任状況に関する照会を行い、同年5月10日付で回答（以下「医療法人T回答①」という。）を得た。

このほか、T²氏から当委員会に対して提出された令和3年6月29日付文書において、河内氏の役員就任に関する記述があった。

ア 就任期間

医療法人T回答①によれば、河内氏が医療法人Tの監事であった期間は、平成27年3月18日から令和元年10月30日までとのことであった。

イ 監事就任の経緯

医療法人T回答①によれば、監事に就任した経緯について、「個人診療所Tクリニック（施設設置者T³）を法人化するにあたり、理事候補者の協議により就任を依頼」したとのことであった。

なお、この経緯に関し、T²氏作成の令和3年6月29日付文書によれば、河内氏が、医療法人Tの設立認可当時、市立病院の経営監督をする地位にあり、市立病院の経営立て直しに奔走した実績があると市役所などで聞き及んでおり、日野市の地域医療にも通じていると認識していた、医療施設をよりよいものにしていくため、日野市の医療の事情に詳しい方に関与してもらうのが望ましいことと考え、T²氏の夫が河内氏に監

事就任を打診し、承諾されたとのことである。

ウ 勤務実態

医療法人T回答①によれば、河内氏の理事会への出席状況は別紙4理事会等出席状況一覧表のとおりである。

平成27年3月18日の創立総会・理事会において、河内氏から監事の就任承諾書が受理され（河内氏は欠席）、同年4月1日の理事会は書面持ち回り決議によって行われた。以降は、同年6月27日、平成28年7月2日、平成29年6月17日及び平成30年6月30日のそれぞれ14時から15時に定時社員総会及び理事会が行われ、河内氏が出席したとのことである（このほか令和元年6月22日にも定時社員総会及び理事会が開催されているが河内氏は欠席した。）。

なお、令和元年10月30日に臨時社員総会及び理事会が開かれ、河内氏の辞任届が受理されたとのことである（河内氏は欠席した。）。

エ 報酬受領の有無

医療法人T回答①によれば、河内氏に対し、監事に就任していた期間の報酬として、定款に定める月額2500円（年間3万円）を支払ったとのことである。

オ 追加の照会・資料提供依頼について

医療法人Tに対しては、令和3年6月29日付及び同年7月29日付で、河内氏の監事就任期間（平成27年3月18日～令和元年10月30日）中の理事会の会議録等の写しの提供依頼、理事会以外に河内氏が勤務していた時間又は行っていた業務があるときは、その日時及び内容の照会並びにその勤務日時がわかる資料の提供依頼、監事報酬の根拠資料として定款の写し及び報酬支払にかかる源泉徴収票等の提供依頼を行ない、医療法人Tから、令和3年8月25日付で回答（以下「医療法人T回答②」という。）があった。

これによれば、理事会以外に河内氏が勤務し、又は業務を行った事実はない、また月額2500円の支給は「交通費実費相当額」として支給し、源泉徴収を行っていないとのことであった。理事会会議録及び定款の写しの任意の提供は受けることができなかったが、理事会の議事録については、「主に理事長による会計報告、事業報告を承認する旨、役員改選時期には役員が重任する旨の記載に終始し、河内氏の発言の記述はなかった」とのことである。

このうち月額2500円の支給については、医療法人T回答①では、定款に定める報酬である旨の回答をしていたところ、医療法人T回答②では「交通費実費相当額」と回答しており、齟齬がある。この点、河内氏は年1回の定時社員総会及び理事会に出席していたのみでありその他の業務等は行っていなかったということであれば、毎月2500円（年間合計3万円）の支給を「交通費実費相当額」と評価することはできないと考える。よって、これについては、医療法人T回答①のとおり監事報酬とみるべきである。

(3) まとめ

前記のとおり、河内氏は、平成24年4月1日から平成31年3月31日まで市立病院に臨時職員（院長相談役）として勤務していたところ、この勤務期間中である平成27年4月1日付で、医療法人Tの監事に就任し、市立病院の任用期間が満了した平成31年3月31日の後もその地位にあった。その後、令和元年10月30日に辞任届を提出し、これが受理されて辞任したものである。

市立病院の任用期間中についてみれば、河内氏は、医療法人Tの監事として定時社員総会及び理事会に合計4回出席しており、月額2500円の報酬を受けていたことになる。

ただし、上記の監事としての報酬額は、その業務内容に照らして高額なものとも言えない。河内氏が医療法人Tの監事に就任したことについては、後述する地方公務員法違反の問題はあるが、監事に就任したこと自体は、医療法人T、T^x氏、T³氏又はT²氏との不適切な関係に基づくものとまでは認められない。

4 医療法人T以外の公益法人等における、河内氏の役員等受任の事実の有無及びその事実が有る場合の実態①（医療法人A関係）

（1）医療法人Aについて

ア 登記事項

医療法人A（以下「医療法人A」という。）の法人登記によれば、主たる事務所は日野市日野本町三丁目14番地の15、法人成立の年月日は平成16年2月17日である。

目的及び業務として、「次の病院及び診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及すること」を目的とし、「医療法人A¹病院」を上記主たる事務所所在地で、また「医療法人A²クリニック」を練馬区で経営するとされている。役員に関する事項には、理事長としてB氏が登記されている。なお、河内氏が監事に就任した平成29年4月当時の理事長は、C氏であった。

イ 事業について

医療法人Aは、上記のとおり市内において「A¹病院」を経営している。同病院のウェブサイトによれば、病院長はB氏であり、医療法人に改組し、「医療法人A¹病院」となったのは、平成17年4月とされている。診療科目は、総合内科、腫瘍内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病内科、泌尿器科、リウマチ膠原病内科、外科、整形外科である。

（2）河内氏の役員就任状況

医療法人Aに対して、令和3年4月28日付で河内氏の役員就任状況に関する照会を行い、同年6月1日に医療法人A常務理事担当D氏から回答（以下「医療法人A回答」という。）を得た。

ア 就任期間

医療法人A回答によれば、河内氏が医療法人Aの監事であった期間は、「平成29年4月～逮捕日当日まで」とのことであった。なお、河内氏が日野市川辺堀之内土地区画整理事業に係る市に対する詐欺容疑で逮

捕されたのは、令和3年2月17日である。

イ 監事就任の経緯

医療法人A回答によれば、河内氏の監事就任の経緯は、「各役員の知人」のことであった。

ウ 勤務実態

医療法人A回答によれば、河内氏の理事会出席状況は、「平成29年4月～逮捕日当日まで」に「決算理事会の3回のみ」とのことであった。なお、退任は、「逮捕当日の社員総会にて解任」とのことである。

エ 報酬受領の有無

医療法人A回答によれば、「1年間は無償」、「月額税引き前10万円」とのことであった。

なお、医療法人Aに対しては、令和3年7月5日付で、河内氏が決算理事会に出席した日時等の照会及びその際の会議録等の写しの提出依頼、河内氏が決算理事会以外に勤務していた時間又は行なっていた業務の有無、日時及び内容の照会並びに勤務日時がわかる資料の提出依頼、監事報酬が無償であった期間及び報酬を支払っていた期間の照会並びにその源泉徴収票等の提出依頼、報酬の決定根拠又は基準及び無償期間が存在した理由の照会を行ったが、回答を受けることができなかった。

(3) まとめ

前記のとおり、河内氏は、平成24年4月1日から平成31年3月31日まで、市立病院に臨時職員（院長相談役）として勤務していたところ、この勤務期間中である平成29年4月に、医療法人Aの監事に就任し、市立病院の任用期間が満了した平成31年3月31日の後もその地位にあった。その後、令和3年2月17日の河内氏の逮捕を受けて、医療法人Aは社員総会にて河内氏を解任した。

市立病院の任用期間中についてみれば、決算理事会に出席した日時が不明であり、任用期間中に出席があったかは不明である。また、平成29年4月から平成30年3月までは無報酬であったとみられるものの、平成30年4月以降は月額10万円の報酬を受けていたことが明らかとなった。

5 医療法人T以外の公益法人等における、河内氏の役員等受任の事実の有無及びその事実が有る場合の実態②（社会福祉法人E関係）

(1) 社会福祉法人Eについて

ア 登記事項

社会福祉法人E（以下「社福E」という。）の法人登記によれば、主たる事務所は日野市豊田一丁目22番地の2、法人成立の年月日は平成11年3月31日である。目的等として、「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること」を目的とし、事業として特別養護老人ホーム等の社会福祉事業を行うこと等としている。役員に関する事項には、理事長としてF氏が登記されている。

イ 事業について

社福Eは、上記主たる事務所の所在地で、特別養護老人ホーム「E¹」を経営している。

同施設のウェブサイトによれば、主なサービス事業は、介護福祉施設、短期入所サービス、通所介護サービス、地域密着型認知症対応型通所介護サービス、介護予防通所介護サービス、認知症対応型共同生活介護サービス、高齢者食事宅配サービス、高齢者専用賃貸住宅事業、居宅介護支援事業である。

(2) 河内氏の役員就任状況

社福Eに対しては、令和3年4月12日、市健康福祉部福祉政策課の職員が訪問して事前のヒアリング調査（以下「社福E事前ヒアリング」という。）を行った。

また、令和3年4月28日付で河内氏の役員就任状況に関する照会を行い、同年5月28日付で回答（以下「社福E回答①」という。）を、同年7月12日付で追加の照会を行い、同月26日付で回答（以下「社福E回答②」という。）をそれぞれ得た。

ア 就任状況

社福E事前ヒアリングによれば、河内氏が社福Eの理事及び評議員（兼務）であった期間は、平成23年4月1日から平成29年6月14日までである。また、業務執行理事であった期間は、平成29年6月15日から令和元年6月15日までである。

イ 理事及び評議員就任等の経緯

(ア) 理事及び評議員就任について

社福E事前ヒアリング及び社福E回答①によれば、平成23年当時、理事会を構成する理事は区部や隣県に在住の者が多く、地元ですぐに動ける者が少なかった、また同年3月17日の評議員会の際の次期（任期平成23年4月1日から平成25年3月31日まで）役員の選出において、地域や福祉関係に造詣が深く、行政に精通していた2名の理事が退任し、この後任を探さなければならない状況となり、地元在住で市職員として実務をよく知っていて動いてくれそうな人を探していたところ、平成21年6月に副市長を退任後、市立病院経営専門監として赴任していた河内氏が条件に当てはまり、社福Eから理事等の就任を打診したところ了承が得られた、ということであった。

社福E回答②によれば、理事は理事会に出席し、議決事項及び報告事項について審議に加わって決議することが主な業務とのことである。

なお、社福E回答①によれば、この就任にあたり、河内氏から兼業についての説明はなく、また河内氏の市立病院における任用形態が、経営専門監（特別職）から院長相談役（臨時職員）に変わったことについても、「年に数回の理事会の開催時、呼び名の変更は聞いたが、雇用形態が変わったことの説明はなかった。」とのことである。

(イ) 業務執行理事について

社福E回答②によれば、平成28年度までは、理事・評議員の兼務

が可能であったところ、平成29年度の制度改正により理事・評議員を別に定めることとなり（注：平成28年3月31日号外法律第21号（平成29年4月1日施行）により改正された社会福祉法第40条第2項により、評議員は役員を兼ねることができないとされた。）、また社福Eでは2名の業務執行理事を置くことができることとしたことから（注：上記改正により、理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事として業務執行理事を理事会で選定することができるようになった（社会福祉法第45条の16第2項）。）、河内氏をその1名として業務執行理事に選任したとのことである。

業務執行理事は、業務執行機関として職務を執行し、法人の適切な運営対応にあたる理事であり、具体的には、利用者に合った福祉サービスの提供、職員の職場環境、待遇の整備、地域連携、介護保険制度改正に対応した組織づくり等が主な業務とのことである。

（ウ）退任について

令和元年6月15日に退任した経緯について、社福E事前ヒアリング及び社福E回答①によれば、「ある議員が地域へ配布したビラから区画整理と病院との兼業等の情報を取得した。その記載内容（金額等）に驚き、河内氏に状況を聞いたが疑問が残る状態だった。」、河内氏は正当である旨の主張をしたが、役員全員が正当性を感じなかった、そこで「法人としては辞任していただく方向だったこと、本人も辞任するつもりでいたことから、令和元年6月15日の理事会をもって退任した」、「自己都合により退任するという形を取った」、とのことだった。

ウ 勤務実態

社福E事前ヒアリングによれば、河内氏の理事会及び評議員会への出席状況は別紙4理事会等出席状況一覧表のとおりである。

河内氏は、平成23年度から平成28年度までは、年4ないし6回、概ね14時頃から16時頃までの間に30分から1時間程度の時間で開催された理事会に出席している。また、理事会が行われた概ね同日に、理事会開催前に開催された評議員会にも1時間程出席している。

平成29年度から平成30年度については、年5ないし6回開催された理事会に出席し、また各年度1回及び臨時で開催された評議員会にも出席している。

令和元年度については、第1回及び臨時の理事会に出席し、第3回の理事会及び第1回の評議員会は欠席したとのことであった。

エ 報酬受領の有無

社福E事前ヒアリング及びその際の社福Eからの提出資料によれば、河内氏に対して社福Eから支払われた報酬は別紙5社福E報酬一覧表のとおりである。

これによると、理事・評議員については概ね1回の理事会及び評議員会出席について5150円ないし5157円が、業務執行理事（非常勤）については、日額1万円の報酬が月あたり1万円から11万円の範囲で支払われている。

なお、社福E回答②によると、一般的に役員報酬は、主として「法人の業績」、「従業員賃金とのバランス」、「世間相場」を勘案して決定するものとされるところ、特に従業員賃金とのバランスを重視して、前記法改正時に東京都へ確認した上、決定したとのことである。

(3) まとめ

前記のとおり、河内氏は、平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間、市立病院に非常勤特別職（経営専門監）として勤務していた。この間の平成23年4月1日から社福Eの理事及び評議員に就任していた。

その後、河内氏は、平成24年4月1日から平成31年3月31日までの間、市立病院に臨時職員（院長相談役）として勤務していた。この間の平成29年6月15日から、社福Eの業務執行理事に就任し、市立病院の任用期間が満了した平成31年3月31日の後もその地位にあった。その後、令和元年6月15日に、河内氏は、業務執行理事を退任した。

これらについて、市立病院の任用期間中についてみれば、河内氏は理事会及び評議員会に合計38回、出席しており、理事及び評議員として、概ね1回の出席について5150円ないし5157円を、業務執行理事として月あたり1万円から5万円を受領していたことになる。

6 医療法人T、医療法人A及び社福Eにおける役員等受任に関する地方公務員法（昭和25年法律第261号）違反の有無

(1) 地方公務員法第35条（職務に専念する義務）違反について

ア 法令の定め

地方公務員法第35条は、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と定め、職員に職務に専念する義務を課している。

この職務専念義務は、法律又は条例に特別の定めがある場合に限り、これを免除することができるとされている。この条例による特別の定めとして、市は日野市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年条例第22号）を定めており、第2条で、職員は、研修を受ける場合等のほか、市規則で定める場合に、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができるとされている。この市規則で定める場合として、日野市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和35年規則第14号）が定められており、第2条で職務専念義務が免除される場合について具体的に列挙している。

また、日野市立病院経営専門監設置規則（平成21年6月3日規則第46号）は、第7条で服務について、「専門監は、職務の遂行に当たっては、法令の規定及び市長の命に忠実に従い、全力をあげてこれに専念しなければならない。」と定めている。

イ 関係法令の適用及び解釈について

前述のとおり、河内氏は、市立病院において、平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間、非常勤特別職である経営専門監として、また、同年4月1日から平成31年3月31日までの間、臨時職員（院長相談役）として任用されていた。

このうち経営専門監は、地方公務員法上の特別職であるため、同法に特別の定めがある場合を除くほか同法の適用はない（同法第4条第2項）。このため経営専門監については、同法が定める職務に専念する義務（第35条）は適用されず、その服務については、日野市立病院経営専門監設置規則第7条によることになり、その違反が問題となる。

他方、臨時的任用職員については、地方公務員法の服務規定が適用されるため、河内氏が臨時職員として任用されていた期間については、同法の定める職務に専念する義務（第35条）が課され、その違反が問題となる。

地方公務員法第35条の職務に専念する義務については、職員は、原則としてその勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない、また当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない、また勤務時間とは、条例で定められた正規の勤務時間であり、時間外勤務も当然に含まれると解されている（橋本勇『新版逐条地方公務員法（第5次改訂版）』704頁）。

このことから、河内氏が、市立病院における勤務時間中に、各法人における理事会等に出席していた場合で、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されていなかったときには、職務に専念する義務の違反となる。

ウ 職務に専念する義務の違反の有無

各法人における理事会等出席状況と、市立病院における勤務時間の対比は別紙4 理事会等出席状況一覧表のとおりである。

経営専門監であった平成21年6月4日から平成24年3月31日の間は、社福Eの理事及び評議員（兼務）として、評議員会に3回、理事会に少なくとも4回（平成23年9月10日の理事会については、同日の評議員会には欠席していることから判然としない。）出席している。ただし、経営専門監であった期間については、市立病院における勤務時間の記録がないため、勤務時間の重複の有無は確認できなかった。よって、経営専門監であった期間について、河内氏が、日野市立病院経営専門監設置規則第7条第1項に定める職務専念義務に違反した事実があるかは不明である。

臨時職員であった平成24年4月1日から平成31年3月31日までの間については、社福Eの理事及び評議員（兼務）として、理事会に23回、評議員会に19回出席している。また、社福Eの業務執行理事として、評議員会に3回、理事会に10回出席している。このうち、市立病院における勤務時間の記録がある平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間において、勤務時間との重複が認められたのは42回である。このほか、この間、医療法人Tの監事として、定時社員

総会及び理事会に5回出席しているが、これらについては市立病院の勤務時間との重複は認められなかった。医療法人Aとの関係については、監事として決算理事会に出席していた可能性があるものの、開催日時が不明であるため、勤務時間との重複の有無は確認できなかった。

この点、前述のとおり河内氏が、臨時職員であった平成24年4月1日から平成31年3月31日までの間に、任命権者である市長に対し、地方公務員法第35条及び日野市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく職務専念義務の免除の承認を受けた事実は確認できなかった。よって、上記重複が認められた理事会等への出席について、河内氏が職務専念義務の免除の承認を受けていたとは認められない。

エ 結論

以上から、少なくとも、河内氏が市立病院の臨時職員であった平成24年4月1日から平成31年3月31日までの勤務時間中に、社福Eの理事及び評議員（兼務）として理事会及び評議員会に、また業務執行理事として評議員会及び理事会に合計42回出席したことは、臨時職員としての勤務時間中に職務専念義務の免除を受けることなく、他の法人役員としての業務に従事したものであり、地方公務員法第35条の職務に専念する義務に違反する。

(2) 地方公務員法第38条（営利企業への従事等の制限）違反について

ア 法令の定め

地方公務員法第38条第1項（平成26年5月14日号外法律第34号（平成28年4月1日施行）による改正前のもの及び平成29年5月17日号外法律第29号（令和2年4月1日施行）による改正前のものを含む。）は、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、（中略）報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」と定め、一般職に属するすべての地方公務員は、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされている。

なお、市は、平成27年3月31日、「日野市職員の兼業許可等に関する事務取扱規程」（平成27年3月31日規則第28号・以下「兼業規程」という。）を定め、同年4月1日から施行している。兼業規程では、第2条で「兼業」を、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員に就任すること、自ら営利を目的とする私企業を営むこと及び報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事することと定め、第3条で、職員が兼業を行おうとするときは、あらかじめ営利企業等の従事許可申請書（第1号様式）により申請し、兼業の許可を受けなければならないとしている。また、第9条で、営利企業以外の団体の役員等の兼職についても、職員が、勤務時間内に国、地方公共団体その他の公益団体において法令、条例、定款その他の規約で定める役員等に報酬を得ずに就任する場合は、市長が別に定めるものを除き、あらかじめ承認を受けなければならないと定め、第3条の規定を準用している。

イ 関係法令の適用及び解釈について

前述のとおり、河内氏は、市立病院において、平成21年6月4日から平成24年3月31日に任期満了となるまでの間、非常勤特別職である経営専門監として、また、同年4月1日から平成31年3月31日までの間は、臨時職員（院長相談役）として任用されていた。

このうち病院経営専門監は、上記のとおり地方公務員法の特別職であるため、同法に特別の定めがある場合を除くほか同法の適用はない（同法第4条第2項）。このため同法の定める営利企業への従事等の制限（第38条）は適用されない。

他方、臨時的任用職員については、地方公務員法の服務規定が適用されるため、河内氏が臨時職員であった期間については、同法の定める営利企業等の従事等の制限（第38条）が適用され、その違反が問題となる（なお、平成27年4月1日以降については兼業規程の適用も受けることになる。）。

地方公務員法第38条の営利企業への従事等の制限について、報酬を得て事業又は事務に従事することは、それが営利を目的としないものであっても禁止され、この「報酬」とは、給料、手当などの名称のいかんを問わず、労務、労働の対価として支給又は給付されるものをいうが、労務、労働の対価ではない給付、例えば講演料や原稿料などの謝金や実費弁償としての車代は報酬に該当しないと解されている（前掲書787頁）。

なお、前述の職務専念義務の免除（地方公務員法第35条）との関係では、職員が営利企業等に従事しようとするときは、その従事する時間が勤務時間の内であれ外であれ、地方公務員法第38条第1項の許可が必要であり、それが勤務時間中であるときには、同項の許可とは別に同法第35条に基づく職務専念義務の免除又は年次有給休暇の承認を受けなければならない。営利企業等従事の許可と職務専念義務免除又は年次有給休暇の承認とはそれぞれ目的を異にするものであるから、一方の許可又は承認が当然に他方の許可又は承認を義務付けるものではないとされる。（前掲書789～790頁）

ウ 各法人における報酬の受領

各法人における河内氏の報酬の受領状況は前記のとおりであり、市立病院の任用期間中についてみれば、医療法人Tとの関係では平成27年4月から平成31年3月まで月額2500円、医療法人Aとの関係では市立病院の任用期間中である平成30年4月から平成31年3月まで月額10万円、社福Eとの関係では平成24年5月から平成31年3月まで別紙社福E報酬一覧表記載の報酬を受けていたものである。

これらの報酬は各法人における役員としての報酬であり、労務、労働の対価ではない給付（謝金、実費弁償等）には該当しない。

この点、河内氏が、臨時職員であった平成24年4月1日から平成31年3月31日までの間に、任命権者である市長から、地方公務員法第38条第1項ないし兼業規程第3条に定める兼業の許可を受けていた事実は確認できない。よって、上記報酬を得て各法人の役員等の業務に

従事したことについて、任命権者の許可があったとは認められない。

エ 結論

以上から、少なくとも、河内氏が市立病院の臨時職員であった平成24年4月1日から平成31年3月31日までの間に、上記のとおり医療法人T、医療法人A及び社福Eから報酬を受けて、監事等に就任していたことは、任命権者である市長の許可なく報酬を受けて、各法人の役員としての業務に従事していたものであり、地方公務員法第38条第1項の営利企業等の従事等の制限に違反する。

(3) まとめ

以上のとおり、河内氏が市立病院の臨時職員であった期間について、地方公務員法第35条（職務に専念する義務）及び第38条第1項（営利企業等の従事等の制限）の違反が認められる。

7 地方公務員法違反があった場合における管理責任の所在及び問題の要因

(1) 問題の要因

前記の地方公務員法違反については、河内氏が、医療法人等の理事会等へ出席するのであれば、任命権者である市長に対し、地方公務員法第35条及び日野市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく職務専念義務の免除の承認を受けるか、休暇を取得すべきであったのにこれを怠り（職務に専念する義務違反）、医療法人等の監事等として報酬を受けるのであれば、地方公務員法第38条第1項ないし兼業規程第3条に定める兼業の許可を受けるべきであったのにこれを怠った（営利企業等の従事等の制限違反）というものであり、まず河内氏自身によるこれらの手続の懈怠が問題である。ただ、当委員会では河内氏からのヒアリングができなかったため、この点についての河内氏の認識は明らかにならなかった。

もっとも、河内氏のこのような手続懈怠につながる背景については、令和2年2月報告書及び同年10月報告書における以下の指摘が当てはまると考えられる。

河内氏は、平成21年6月経営専門監として市立病院に着任、身分は非常勤の特別職で、「病院設置者」である市長の特命を受け、市長の代行として、市立病院全般の責任を持つものとされた。院長と経営専門監の関係は並列で病院経営については経営専門監の方が院長より上位であった。院内における決裁は、病院設置者である市長の代行として、その意思を反映するため、院長決裁事項についても決裁するものとされていた。

そして、河内氏は、臨時職員として院長相談役に就任した後も、元副市長、前病院経営専門監という経歴から、院内において特別な存在として独立性が認められていた。また、院長相談役の勤務内容は抽象的であり、広範に解釈することが可能であった。さらに、院長相談役の役職が院長直属で上司及び部下がいない役職であり、個室で執務していたため、院内において河内氏の勤務時間の管理が全くできていなかった。

すなわち、病院組織図において、院長相談役は、院長、院長相談役、副院長の順で同列に並べられ、特定の部署に属していない位置づけとなって

いた。そのため、院長は院長相談役の勤怠を積極的に把握しておらず、院長の仕事であることの認識がなかった。一方事務長は、院長相談役は院長と同等という印象を持っており、自分が管理する次元ではないと感じていた。このことは、院長相談役が病院内において特別な存在であり、一般的な臨時職員は、通常その勤務、業務管理は課長権限となるが、院長相談役は、病院経営専門監の時と同様、院長と同等の位置づけとして見られていたため、その勤務・業務管理を誰が行うのかはつきりせず、管理の必要性の認識もなかったものと考えられる。

さらに、市立病院の前院長及び現院長は、河内氏がいなければ市立病院は存続できなかったのではないかと、河内氏の手腕を高く評価している。河内氏の経営能力及び仕事に打ち込む姿勢は誰しも認めているが、そのことが河内氏の元副市長という経歴とあいまって、河内氏には逆らえないという雰囲気を作り出し、市の職員及び元職員が河内氏の違法行為を抑止できない状況に陥ったのではないかと考える（以上について、令和2年2月報告書及び同年10月報告書）。

河内氏が必要な手続を懈怠した理由は明らかでないが、その背景に上記の市立病院における河内氏の位置付け及び職員らの河内氏に対する意識があったことは指摘できるものと考ええる。すなわち、河内氏の上記手続懈怠に他の職員が気づいていたとしても、河内氏に対してそれを指摘し、是正を求めることや院長・事務長等に対してこれを報告することは、当時の市立病院において期待できなかったものと思われる。

（2）管理責任の所在

今回の調査で明らかになった地方公務員法違反は、市立病院における河内氏に関する労務管理の問題であり、その管理責任の所在については、既に令和2年10月報告書における指摘がそのまま妥当すると考えられる。すなわち、上記市立病院における状況を踏まえると、専決権限を与えられた個々の職員の具体的責任を問うことは妥当ではなく、部下、職員を一般的に管理監督すべき立場としての市長、副市長、院長、事務長等の責任が問われることとなる。

なお、既に、市長、副市長については、令和2年4月1日から3ヶ月分の給料の減額、その他病院の院長、事務長等については、令和2年3月30日付処分がなされている（令和2年10月報告書）。今回、明らかになった地方公務員法違反の点については、上記のとおり、適切な労務管理がされていなかったという範疇の問題であり、市長、副市長、院長、事務長等の責任がさらに加重されて問われるべきとまでは言えないと考える。

第3 旧たかはた保育園の機能移転に伴う一連の手続きにおける違法性及び妥当性の有無並びに河内氏の関与の実態について（設置要綱第2条⑤）の調査結果

1 旧たかはた保育園の賃貸借契約終了と機能移転について

(1) 事実経過

ア 旧たかはた保育園の敷地の賃貸借契約終了に伴う返還について

(ア) 旧たかはた保育園の土地賃貸借契約

賃貸借期間は、昭和36年4月1日から平成26年9月30日までであり、昭和36年度から平成5年度までは、3年毎に契約が更新されていた。なお、平成3年に宗教法人Kから土地返還の申出があり、平成6年度からは1年毎に賃貸借契約を更新していた。

(イ) 交渉の経過

市の保管記録から以下の経過であったことが認められた。

平成3年3月29日	宗教法人Kより「賃貸地返還方要望書」受領 ・宗教法人Kより土地返還の申出を受ける。
平成3年3月31日	宗教法人Kへ「念書（森田喜美男前市長名）」提出 ・返還の申出について誠意をもって対処する。
平成6年から	1年単位の契約更新
平成20年3月25日	宗教法人Kへ「市立たかはた保育園借地の返還について（馬場弘融前市長名）」提出 ・平成23年度を目途に誠意をもって対処する。
平成20年10月25日	宗教法人Kへ「保育園借用地の期限延長について（馬場弘融前市長名）」提出 ・待機児童増加の問題が5年間は続く見通しであり、土地の返還期限を平成26年までお待ちいただきたいと申し入れ、この5年間に全力を尽くして土地返還ができるよう努力するとしている。
平成21年1月26日	宗教法人Kと市で「土地賃貸借契約合意書」締結 ・平成26年3月31日を新たな借用期限とすることを合意
平成23年10月27日	宗教法人K F執事との協議 ・平成26年3月までに返還する努力をしながら、待機児等状況により協議をしたい旨申し入れる。
平成24年3月16日	宗教法人K F執事との打合せ ・宗教法人Kには迷惑をかけない。借地契約がもう1年延びるかもしれないがご協力いただきたい。民間保育園についてはおおむね案ができており、潤徳小の北側でS氏が150名規模の保育園を作る。
平成25年3月28日	宗教法人Kへ「市立たかはた保育園運営に係る土地借用について（馬場弘融前市長名）」提出 ・平成21年1月26日に締結した土地賃貸借契約合意書のとおり対処する（平成26年3月31日に返還する）。

(ウ) まとめ

以上のとおり、市は、平成３年に宗教法人Kより旧たかはた保育園の土地返還の申出を受け、その後、市の待機児童の状況を説明し、返還時期の延長等について宗教法人Kと協議を進めてきた。

当時、宗教法人Kは、交通管理者からの指導もあり、周辺道路の渋滞解消に向けた対応を迫られていた。また、平成２３年１０月２７日に小川副市長が宗教法人Kと協議しているが、宗教法人Kからは、土地賃貸借を継続しての保育園の「民営化は無理」と言われている。

かかる交渉状況から、市は、旧たかはた保育園を閉園して、宗教法人Kに土地を返還する必要があった。

イ 民営保育園の建築と機能移転

旧たかはた保育園の閉園に伴い、公立保育園として別の場所に移転することも考えられたが、当時の資料によると、新たに民営保育園を建築する方向で検討がなされることとなった。これは、市の財政の厳しさが見通される中で、公立保育園を建築する場合と、民営保育園を建築した場合の市税投入額を比較した場合、民営保育園を建築した方が、市の財政上安定的な運営が図れるという理由によるものであった。

そして、旧たかはた保育園が担っていた高幡地区の保育需要に応えるべく、旧たかはた保育園の規模以上の保育園を建築することにより、その機能を移転させることになった。

(２) 検討の視点

本件は、私人が民間保育園を建築し、民間の法人がこれを運営するというものである。市が直接、建設事業の当事者となるわけではなく、あくまで民間による事業であるから、その限りにおいては、行政の違法性や不当性が生じることは原則的にはないこととなる。

しかし、本件は、公立の旧たかはた保育園の機能を、新設する私立の保育園に移転させるという、市では前例がない事業であったこと、旧たかはた保育園の土地返還の期限が迫っていたこと、また旧たかはた保育園の園児の保育も中断することなく継続する必要があること等から、M保育園の設置・運営に関連して、市から運営法人及び土地所有者に対して、多額の補助金や助成金が支出されることとなった。

また、事業の計画及び推進は、河内氏の主導の下、市も主体的に関与していたことが認められる。このような状況での、補助金等の支出、業者等の選定手続の適正等の検証の必要性がある。

２ 建築用地の選定について

(１) 事実経過

ア 以下における「本件土地」とは、上記第２の３（１）ウにおいて記載したフェニックスが所在する日野市新井三丁目３番地２０、３番地１６、３番地１７、３番地１８及び３番地１４の土地をいう（機能移転当時から分筆や地目変更を行っているところ、地番等は現在の表記）。

イ 平成２３年１０月から１１月頃、本件土地の所有者であるT²氏（以

下、当時の共有者であるT¹氏も含め「本件土地所有者」という。)の親族(上記第2の3(1)で言及したT^x氏及びT³氏)から、当時、市立病院で経営専門監を務めていた河内氏に対し、本件土地所有者が本件土地に診療所を建設したいとの相談があった。

その際、河内氏は、本件土地における保育園建設をアドバイスした。

ウ 平成24年1月、本件土地所有者から河内氏に対し、保育園建設を考えたいので、設計図を描いてほしいとの依頼があった。

エ 平成24年3月、本件土地所有者と河内氏との間で定員150名規模の保育園を設置することについての協議が行われた。

オ その後、市は、下記(2)のとおり、他の用地を調査の上、本件土地が建設用地として相当であるとの判断を行った。

カ 以上に対し、本件土地所有者は、河内氏に上記の相談をした事実はなく、自ら保育課に相談したと記憶していると述べている。

しかし、当時の保育課の担当職員の供述によると、本件土地所有者から直接に保育課に相談があったとの事実はなく、市に保存されている文書に記載されたとおり、河内氏と本件土地所有者との間で事前のやりとりがあり、河内氏から保育課に話があったとのことである。

また、本件保育園の設計を行った設計事務所担当者の供述によると、保育園設計の前に、河内氏から本件土地所有者を紹介され、複合施設の内容について複数の設計案の作成を依頼されていたとのことである。

これらからすると、本件土地所有者の親族が、河内氏に対して、診療所建設について相談したことを端緒として、本件が進行したものと考えられる。

(2) 他の用地の調査状況

市の土地活用推進室は、京王線高幡不動駅から半径500mの範囲で、旧たかはた保育園の移転用地についての調査を行っている。

これにあたっては、第1優先事項として、旧たかはた保育園の機能(定員)がそのまま移転できるだけの土地が要件とされ、これが難しい場合の第2優先事項として、旧たかはた保育園の機能を2園で分散させることを前提とした調査が行われている。

高幡不動駅から近いということや、機能をそのまま移転できることを第1優先事項として捉えることについては、その当時、旧たかはた保育園の保護者からは機能移転に対して反対の声も大きかったことから、なるべく保護者や園児に対して影響が少ない方法で機能移転を行うべく用地選定を行ったものとみられる。

その結果、第1優先事項の要件を満たす土地が本件土地以外に見つからなかったことから、市としては、本件土地が移転先用地として相当であるという判断を下したとのことであり、かかる過程に不合理な点は見当たらない。

(3) 河内氏の関与

上記のとおり、本件土地を建設用地に選定するにあたっては、本件土地所有者の親族が河内氏に相談したことを端緒とし、その後も、専ら、河内

氏が本件土地所有者との協議を進めたものと認められる。

(4) 評価

以上のとおり、建築用地の選定については、専ら河内氏が本件土地所有者との交渉を行っていたことが認められる。

しかしながら、本調査においては、河内氏が関与することにより、本件土地を建設用地に選定したこと自体については、違法又は不当な点は認められない。なお、河内氏がその当時、市立病院の臨時職員（院長相談役）であり、旧たかはた保育園の機能移転に関与する権限が不明であったこと等については、下記第8項において詳述する。

3 M保育園の運営法人の選定

(1) 事実経過

ア 本件土地所有者には、子や孫も社会福祉法人Mが運営する保育園に通っていた縁があったことから、平成23年末から平成24年初め頃の時点で、社会福祉法人Mに保育園運営を依頼したいという意向があった。

一方、市としては、旧たかはた保育園の機能移転を進めていくためには民間保育園の協力が不可欠であったため、日野市民間保育園連合会に対して、旧たかはた保育園の状況等を説明し、新園の開設について協力を依頼していた。なお、平成24年1月12日時点では、新園の運営法人の名前は挙がっていない。

イ 市の保管文書によれば、平成24年2月13日時点では、旧たかはた保育園の移転先及び運営法人についての候補は未だ具体化されていないが、同月22日には、移転先の候補とともに、本件土地所有者が運営法人は社会福祉法人Mと決めているとの記載がある。その後も、市の保管文書によれば、新園の運営法人を社会福祉法人Mとすることは本件土地所有者の提案であるとされている。

ウ 下記(2)のとおり、当時、民間保育園の運営法人の選定手続について定める法令、例規要綱等はなかったが、市では、新園の運営法人を社会福祉法人Mとすることについて、日野市民間保育園連合会に意見照会をするとともに、選考会を実施することとした。

選考会については、平成24年7月20日のたかはた保育園在園児保護者に対する説明会で、保護者より、「運営法人はどのように決定するのか。」との質問がなされたのに対し、市が、「運営法人の決定については、『市内の民間保育園連合会』『市の内部組織』『小中学校校長会・公立保育園父母会連合会・学童保育連絡協議会・医師会・私立幼稚園協会・民間保育園連合会・認証保育所・地区青少年育成会・市内民間企業・市内NPO法人のそれぞれの代表者と市民公募委員で構成された「ひのっ子すくすくプラン推進協議会』の意見をふまえ、決定しようと考えている。」と回答しており、保護者の理解を得るためにこの選考会を開催したとのことである。なお、当時の保育課の担当職員の供述によれば、ひのっ子すくすくプラン推進協議会は新園の運営法人を選定する機関として予定されてはいないとのことである。

エ 平成24年8月30日、日野市民間保育園連合会より、日野市内での保育実績はもとより、近隣市において民営化の実績のある社会福祉法人Mによる運営が最適との意見が提出された。

オ 平成24年9月25日、本件土地所有者・社会福祉法人M・市の三者間において、「たかはた保育園機能移転に伴う確認書」（以下「機能移転確認書」という。）が締結され、運営法人が決定している。

カ 平成24年9月28日、社会福祉法人Mについて、新園の運営法人の「経営に関する事項」、「保育内容等に関する事項」等を確認するための選考会が開催され、基準点を上回ったことから社会福祉法人Mが運営法人に決定した。さらに、同年10月4日開催の「ひのっ子すくすくプラン推進協議会」において選考結果の報告がされている。

(2) 関連する法律、条例、要綱等

平成24年当時、新規に開設する保育園の運営法人の選定手続について定める法令、例規要綱等は特に見当たらない。

また、当時は、保護者とともにガイドライン、事業者の公募要領の策定及び運営事業者の選考を行うという現在のような運営移行のプロセスが整っていたわけではない。当時の保育課の担当職員の供述によれば、「当時は、地区によってどの法人が運営するということが慣例として（暗黙の了解で）決まっていた」ということである。

(3) 選考会の前に確認書が締結された点

本来であれば、機能移転確認書を締結する前に、選考会により社会福祉法人Mの「経営に関する事項」、「保育内容等に関する事項」等を確認しておくべきである。

しかしながら、当時の保育課の担当職員の供述によれば、平成26年4月の新園開設に向けて手続きを急いでいたことから、選考会の日程を確認せずに、選考会の3日前である同年9月25日に機能移転確認書を締結してしまったということである。

(4) 河内氏の関与

社会福祉法人Mが運営法人に選定されたことについては、本件土地所有者の意向及び当時の慣例によるものであり、河内氏が土地所有者との協議の中で、土地所有者の意向を聞き、これを受け入れたとみられること以上に河内氏の関与を示す資料はない。

(5) 評価

ア 違法性について

M保育園の運営法人の選定にかかる事実経過は上記のとおりであるが、平成24年当時、市の補助が予定される民間保育園の運営法人の選定手続について定める法令、例規要綱等が存在しなかったことからすれば、選定方法については市の広範な裁量が認められる。

また、上記選定経過において前記のとおり土地所有者との協議でその意向を受け入れたというほかに河内氏の関与は見当たらない。

よって、M保育園の運営法人の選定に違法事由はないと考える。

イ 妥当性について

平成24年9月当時、本件土地所有者から新園の運営法人は社会福祉法人Mとするとの提案がなされていたことに加えて、日野市民間保育園連合会からも社会福祉法人Mによる運営が最適との意見が提出され、他に運営法人の候補はいなかったことが認められる。

また、選考会において社会福祉法人Mの「経営に関する事項」、「保育内容等に関する事項」等が基準点を上回っており、運営法人としての適格性が確認されている。

よって、選考会前に機能移転確認書の締結がされている点で手続的には一部不適切ではあるが、社会福祉法人Mを運営法人に選定したこと自体は妥当であると考える。

4 M保育園の運営法人への賃料に係る補助金の支出

(1) 事実経過

保育園建設費に対する市の補助制度は、保育園を運営する社会福祉法人が建築することを前提としており、個人が建築する場合、補助対象外である。他方、運営法人が負担する賃料に対する市の補助制度もある。

本件は、本件土地所有者の意向により、運営法人による施設建設ではなく、本件土地所有者が建物の躯体部分を建設し、その建物及び土地を運営法人が賃借する方法が取られた。また、内装工事は、運営法人である社会福祉法人Mが行う方向で協議が進められた。

運営法人が負担する内装工事費は補助対象であるが、本件土地所有者が負担する建物の躯体部分の工事費は補助を受けられない。そして、運営法人が本件土地所有者に対して支払う賃料は、本件土地所有者が負担する建物の躯体部分の工事費が反映された賃料額となる。このため、運営法人が施設を建設する場合と比べて、運営法人の賃料負担が重くなる。

そこで、運営法人である社会福祉法人Mの賃料負担を軽減する必要があることから、市の予算の範囲内で賃料の補助を実施することとした。

そして、この補助が検討された当初は、賃料補助として運営法人が支払う賃料の20%前後が想定されていたようである。しかし、旧たかはた保育園における機能移転を円滑に行い、運営法人の経営安定化を図るため、既存の枠組みを上回る賃料補助が必要と判断され、以下のとおり補助することとなった。

【補助の内容】

- ・月額賃料390万円に対して、うち月額130万円につき、契約期間15年（約180か月）の前払い賃料に相当する額として、2億4千万円を市が社会福祉法人Mに一括で補助する。
- ・残りの月額支払金260万円のうち、月額130万円を市が社会福祉法人Mに補助する。

平成24年3月	本件土地所有者・河内氏協議文書 ・定員150名規模の保育園を設置 ・民設民営のための経費は、市が予算の範囲内で助成 ・本件土地所有者が建設、運営は社会福祉法人Mなど
平成24年4月	本件土地所有者・河内氏協議文書 ・個人で保育園を建設する場合、結果、賃料が高くなるので、賃料を下げる方法を検討等
平成24年5月2日	本件土地所有者・親族・河内氏協議文書 ・賃料想定や前払い賃料補助を協議
平成24年5月31日	河内氏報告文書（市長と協議とあるが、実際に協議があったかは不明） ・金額や補助の方法は建設費の概ねの額が算出された際に改めて協議する（現状の案として賃料の20%前後を補助することを検討）
平成24年9月13日	回議書添付資料「たかはた保育園の機能移転について」 ・他園の整備状況と比較して、賃料のシミュレーションを行い、月額350万円～400万円と試算 ・社会福祉法人Mが負担できる130万円を試算し、市が残りの220万円～270万円補助する枠組みとする。 ・上記は試算であり、工事等経費の確定を踏まえた事業主との協議交渉により確定することになる。
平成25年6月11日	保育課作成文書「たかはた保育園機能移転に伴うスケジュール等について」 ・賃借料補助についての費用は未定（今後、調整）と記載
平成25年11月2日	本件土地所有者・社会福祉法人M・河内氏協議 ・日野市からの助成と賃料についての協議 ・契約期間等の流れ確認
平成25年12月27日	保育課作成文書「M保育園の賃借料について」 ・社会福祉法人Mが支払える金額は月額130万円程度である。 ・躯体工事費は最終的に1.8億円となったが、当初の2億円に機能移転円滑推進費0.4億円を加算した2.4億円を前賃料として一括補助する。 ・日野市の賃料補助は通常1/3を上限としているが、機能移転を考慮し1/2である月額130万円を補助する。 ・前賃料一括補助及び賃借料額の妥当性の検証
平成26年1月7日	「(仮称) M保育園への家賃補助について」との文書において、賃料補助及び前賃料補助についての検証がなされる。
平成26年2月10日	平成25年度第1回社会福祉法人助成審議会開催 ・M保育園に関する補助金助成申請について審議がなされ、補助が同意された。 ・賃借料（平成26年度～） ①前賃料：2億4000万円 ②賃料（年額）：1560万円 ・前賃料等の支払いについては、委員から質問がなされた。

平成26年3月25日	本件土地所有者と社会福祉法人Mにおいて建物賃貸借契約書締結
平成26年4月17日	日野市立保育園民営化等に伴う運営費等に関する補助金交付申請受理（賃料・前賃料）
平成26年4月24日	日野市立保育園民営化等に伴う運営費等に関する補助金交付決定（賃料・前賃料）
平成26年5月2日	日野市から社会福祉法人Mへ補助金支出（前賃料分）
平成26年9月26日	日野市から社会福祉法人Mへ補助金支出（賃料前期分）
平成27年3月31日	日野市から社会福祉法人Mへ補助金支出（賃料後期分）
平成27年4月3日	日野市立保育園民営化等に伴う運営費等に関する補助金実績報告

（２）関連する法律、条例、要綱等及び検討の視点

ア 賃料補助に関連する条例

市の社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則第3条（１）は、「エ 賃貸料補助金」において、「新たに不動産の貸与を受けて児童福祉施設を運営する場合、その賃貸料の一部に相当する額を、予算の範囲内で助成することができる」と定めるとともに、ただし書きにおいて「賃借料は地域の水準に照らして適正な額以下でなければならない」と定め、賃料補助の要件を定める。

イ 前払い賃料補助について

本件においては、月々発生する賃料に対してなされる補助のほかに、前賃料として2億4000万円が一括して社会福祉法人Mに支払われている。

上記アのとおり、条例施行規則上、賃料補助の条件については、賃料が地域の水準に照らし適正な額以下であることを定めるのみであり、その支払方法について規律する規定はない。

ウ 検討の視点

以下においては、賃料補助の方法として前払賃料補助を行うことに違法性や不当性がなかったか、賃料の額が地域の水準に照らし適正であったかについて検討を行う。

（３）前払い賃料補助について

ア 前払い賃料補助の妥当性について

市が保管している平成26年1月7日付け文書においては、以下のような検討がなされている。

- ・ 本件土地所有者が建物躯体工事費のために借り入れる1億8200万円を30年かけて返済した場合、金利5%で計算すると借入額の倍近くの金額を返済することになり、これが賃料に転嫁されると社会福祉法人Mの負担が大きく、経営を圧迫する。
- ・ 賃料額として定められた月額390万円のうち社会福祉法人Mとして負担できるのは月額130万円であり、残り260万円については、機能移転をこの枠組みで行うのであれば市が負担せざるを得ないため、市の負担が大きくなることにも繋がる。

- ・そこで、社会福祉法人M及び市の将来的負担を軽減するため、本件土地所有者が借り入れる１億８２００万円と土地賃料の一部として５８００万円の計２億４０００万円を前賃料として社会福祉法人Mに補助することは妥当である。

上記のとおり検討した内容について、平成２６年２月１０日に開催された平成２５年度第１回社会福祉法人助成審議会（以下「助成審議会」という。）においても、当時の保育課としての考えが述べられている。

社会福祉法人Mの負担を軽減し、安定的な経営を行うための補助を行うことや、市の補助金負担が軽減を図るという必要性自体については、妥当性を有するものと考えられる。しかし、前払い賃料補助の手法には以下の疑問点がある

イ 前払い賃料補助についての疑問点

（ア）賃料額につき金融機関からの借入金利を考慮していること

下記（４）②のとおり、本件賃料のうち、建物躯体に関する部分についての賃料は「土地所有者が借り入れる建物建設費用１億８２００万円を金利５％で３０年間かけて返済するとして、月額賃料に換算すると約１００万円となる」として、金融機関からの借入額に対する金利を考慮している

しかし、前払い賃料補助が上記アのとおり、借入金利を考慮することにより、賃料が高額となることを避けることを目的としたものであるとすれば、この支払により、本件土地所有者の保育園部分にかかる借入金利負担は生じないから、建物賃料額において、借入金利を考慮する必要はない。

したがって、前払い賃料補助を行うのであれば、市は、本件土地所有者に対し、借入金利に相当する部分につき、賃料を減額するよう求めることも考えられるが、市の保管文書によると、かかる検討や交渉がなされた様子は伺えない。

（イ）賃貸借契約書上、前払い賃料補助は、契約期間満１５年分（１８０か月分）の前渡金として考慮されていること

建物躯体部分の賃料は、本件土地所有者が借り入れる建物建設費用に応じたものである。これに対する補助が社会福祉法人Mに対してなされ、社会福祉法人Mから本件土地所有者に対して、前渡金として支払われる。

そうすると、前渡金の支払いにより、建物躯体部分の賃料は、支払いが済んだと考えられる。

本件においては建物躯体部分の賃料は、全体の３９０万円のうち１３０万円とされているから、前渡金の支払いにより、賃料としては２６０万円のみが残ることになる。

助成審議会においても、委員からの躯体部分に対する前払い賃料はいつまで有効なのかという質問がなされており、これに対しては、躯体がもつ間については、前払い賃料は有効であり、契約期間である１５年が経過した後には躯体の部分が賃料に反映されることはない、

その旨を契約書に明記するという説明がなされていた。

しかし、平成26年3月25日付け賃貸借契約書上、「本契約期間満15年分(180か月)分を本契約第5条の定めに従い、別途前渡金として支払う。」とされており(賃貸借契約第4条2項)、前渡金は、15年分の賃料に限定されている。

また、契約更新の際には「前渡金についても併せて協議を行う。」となっているのみであり、契約期間である15年が経過した後には躯体の部分が賃料に反映されない旨は明記されていない。

この点については、本件土地所有者、社会福祉法人M及び市を当事者とする、未締結の以下の覚書(案)の存在が確認できた。

「平成26年3月25日現在、大筋での合意には達しているが、次の事項については、現在成立に至っていないことを確認する。

(1) 前渡金の定義

(2) 15年後契約時の家賃の決定方法

(3) 消費税の取り扱い

」
助成審議会での指摘を受けて、覚書(案)を作成したものの、結局未締結のままとなったものと思われるが、その経緯や理由は本調査において確認できなかった。

(4) 賃料の額が適正な額であったか

ア 賃料は、当時、以下の方法で妥当性が検証されている。

① 土地に関する部分の賃料

【内訳】

・土地活用収入	1,750,000円
・固定資産税・都市計画税	450,000円
・火災保険料	120,000円
・維持修繕費	162,000円
・管理委託費	132,000円
・諸経費	197,400円
計	2,811,400円

【当時行われた妥当性の検証】

- ・前提として、本件土地の評価額は当初16万円/㎡であったが、進入路が4mから6mに拡張されたこと、また、他の市有地の評価額から考えて、20万円/㎡となっているものとする。
- ・賃料額は、個々のケースによって状況が異なるが、一般的には土地の評価額3%程度とされており、計算すると、20万円/㎡×3000㎡×3.5%÷12ヶ月＝175万円となる。
- ・この土地収入額に加えて、固定資産税・都市計画税や火災保険料、その他諸経費を含め、月額支払賃料290万円の設定となっている。
- ・㎡単価583円となるが、当時、公立の保育園が土地を借り受けている場合と比較すると若干高いものの、保育園以外の施設の土地を借り受けている場合と比較すると低い額である。
- ・また、市が土地を貸している施設と比較すると今回の㎡単価は低

い。このように土地の賃料についてはそのときそのときの様々な要素をもとに、設定されていると考えられる。

- ・今回、事業主の意向を含め、たかはた保育園の機能移転を円滑かつ確実に実現することも踏まえると、土地の賃料は著しく高額であるとはいえない。

② 建物に関する部分の賃料

本件土地所有者が借り入れる建物建設費用 1 億 8 2 0 0 万円を金利 5 % で 3 0 年間かけて返済するとして、月額賃料に換算すると約 1 0 0 万円となる。

イ しかし、当委員会は、以下の点から、市には、賃料の適正額を直ちに肯定できるだけの事情が備わってなかったものとする。

すなわち、土地部分の賃料については、本件土地所有者がアパートを建築した場合の収入を算出して、賃料額を設定しているものの、具体的に算出根拠となる資料は残されていなかった。また、建物に関する部分の賃料については、本件土地所有者が建物の躯体工事を行うにあたって支出される建設費に対して支払われるものであるところ、建設費の妥当性を検討した資料が残されていなかった。

かかる資料を欠いた賃料の妥当性の検証には疑問がある。

ウ 他方で、当時、近隣の賃料相場と比較して、賃料額の妥当性を検証した経緯も残されている。

上記のとおり、条例施行規則第 3 条（1）においては、「賃借料は地域の水準に照らして適正な額以下でなければならない」と定められており、そのように認められるのであれば、違法性が生じるものではない。

そこで、当委員会は、適正賃料の査定を不動産鑑定士に依頼することとした。

エ 不動産鑑定士の査定の結果

不動産鑑定士による、M 保育園の査定賃料額は 3 8 7 万円である。

よって、本件賃料は、地域の水準に照らし、適正な額であると考えられる。

（5）河内氏の関与

賃料に対する補助についての本件土地所有者や社会福祉法人 M とのやりとりは、市に残された文書によると、専ら河内氏が行っていたものと認められる。また、前払い賃料補助についても、当時の担当課の職員によると、河内氏の発案で進められたとのことであった。

前払い賃料補助については、本件土地所有者にとって有利な取扱いがされたと考えられる面があるものの、河内氏が本件土地所有者の利益を図ろうとした結果なのか、M 保育園開設が間近に迫っていたことから、市において十分な検討がなされなかったことによる結果なのかについては、認定するに足る資料が市に保管されておらず、本調査において明らかとはならなかった。

（6）評価

以上のとおり、賃料に対する補助金支出については、「賃借料は地域の

水準に照らして適正な額以下でなければならない」という条例施行規則第3条（1）に反するものとは考えられないが、以下の点を意見として補足する。

ア 本件賃料に対する補助金については、本件が民間の本件土地所有者から民間の運営法人が賃借を受け、これに対する賃料補助をなすというスキームであり、計画の当初においても、賃料に対して補助基準額の範囲内において助成をすること自体は決まっていた。他方で、具体的な補助金額の検証がいつの時点で具体的になされていたかについては不明である。

平成24年4月に①前払い賃料として2億4000万円を支払う、②月額賃料は金260万円とするといったことを検討したようなメモの存在が確認できたものの、具体的に賃料の額を地域水準に照らして検討するものではなかった。

また、平成24年9月13日に、土地建物賃料について月額350万円～400万円とする資金計画の検討がなされており、建物賃料を他の保育園の工事費の例を基に試算するものや、土地賃料を市が本用地を売買した場合を想定して試算するものはあったが、具体的に地域の水準を調査するものではないし、補助額を定めるものでもなかった。

その後の平成25年6月11日付け保育課作成文書においても、賃料補助額は未定となっている。

平成25年12月27日付け保育課作成文書により行われた賃料額に対する検証は、当時の担当者にヒアリングを行ったところ、賃料に対して多額の補助金を支出することから、本当に大丈夫なのかと不安になり行ったものであったとのことであった。

平成26年4月に新園開設を迎えるなかで、ようやく平成25年12月27日の時点で賃料額の妥当性の検証が行われたものであり、それ以前には行われなかったとすれば、多額の補助金の支出を行うにもかかわらず、計画の当初の段階における支出の見通しが具体性に欠け、十分な検討がなされていないという点において、事業の進め方については疑問が残る。

イ また、不動産鑑定士により、月額賃料が387万円と査定されているところ、この査定において建物部分の賃料は、建物内装工事費を含んだ建物建設費等を土地所有者が負担することを前提に算定されている。

しかし、本件においては、運営法人に対して、建物内装工事費が補助されており、建物の建設費全てを本件土地所有者が負担したものではない。

当時、建物部分のうち内装工事が補助対象となっていることを検討の上、賃料額の検証及び賃料に対する補助額が決定されたかについては、残された資料等によっては確認することができなかった。

ウ さらに、本件賃料は、本件土地への進入路が4mから6mに拡張されたことから、その評価額を当初の16万円/㎡から20万円/㎡に上

げてその妥当性の検証が行われている。

後述するとおり、進入路の拡張については、市の補助金が約 1 億円支出されていることに鑑みると、進入路の拡張による賃料の増額に対する市の補助金額の増加は、二重に補助金が支出されているようにも見える。

もともと、条例施行規則は、「賃借料は地域の水準に照らして適正な額以下でなければならない」と定めているのみであるから、拡張後の道路幅をもとに賃料を算出しても直ちに違法性が生じるものではない。

しかしながら、上記イのとおり、計画の当初の段階における支出の見通しが具体性に欠け、十分な検討がなされていないのと同様に、進入路の拡張に市の補助金が支出されていながら、賃料について拡張後の道路幅を基に算出していることにつき、その妥当性の十分な検討がされていない可能性がある。

- エ 加えて、上記 3 イで述べたとおり、前払い賃料補助については、前賃料補助を行ったにもかかわらず、本件賃料は本件土地所有者が借り入れる建物建設費用に対する金利相当額が反映された額となっていることや、賃貸借契約書上、社会福祉法人Mから本件土地所有者に対して支払われる前渡金が契約期間満 15 年分（180 か月）分とされ、本件土地所有者にとって有利になっていると思われる点については、不当であると考えられる。

この点について、市は、運営法人に対して補助を行う立場として、契約期間の更新において運営法人のみならず本件土地所有者との間で協議を行う必要がある。

5 M保育園の運営法人への整備費に係る補助金の支出

（1）事実の経過

- ア 保育園園舎は自らが建設するということが、本件において本件土地所有者から示された条件であった。そこで、建物躯体部分は本件土地所有者が建築したうえで、建物内装工事は社会福祉法人Mで行い、内装工事費用の一部を市が補助した。

平成 25 年度当初予算で 1 億 1 4 0 0 万円の補助が計上されていた。市は予算計上の段階では、市内の他の保育園における内装工事費を参考に、定員規模を勘案して、工事費を概算で約 1 億 7 0 0 0 万円と想定して、予算計上していたものと思われる。

当初は、東京都の「平成 25 年度マンション等併設型保育所設置促進事業補助要綱」等に基づき、その 3 分の 2 に当たる 1 億 1 4 0 0 万円の補助を行う予定であったが、その後、保育所整備の補助に関して、東京都と協議した結果、マンション併設型の補助要綱ではなく、東京都の「平成 25 年度保育所緊急整備事業補助要綱」が適用されることとなり、要綱に基づき 2 億 1 3 0 0 万円を補助することになった。

そこで、12 月補正予算として、当初予算で計上した 1 億 1 4 0 0 万円に、9 9 1 7 万 8 0 0 0 円を増額補正した。

イ 加えて、本件においては、追加工事が発生し、これに対する補助がなされている。事業としては、東日本大震災の復興事業の進捗等により建設資材が大幅に高騰し、また、建設作業員の確保が困難となったこと、さらに、当時、２月に２度の大雪に見舞われ、４月の開園が厳しい状況となった。そこで、平成２６年４月開園を確保し、高騰した建設費を平成２５年度予算に収めるため、平成２５年度の工事は認可保育園としての開園に必要なものだけに限定し、機能移転先の保育園としての設備のグレードアップや設計変更等については、平成２６年度の追加工事としたとのことである。

平成２４年１０月５日	平成２５年度当初予算 １億１４００万円計上（歳出） ※市内類似施設を参考に、工事費を概算で約１億７０００万円と想定、東京都の「平成２５年度マンション等併設型保育所設置促進事業補助要綱」に基づき、１億１４００万円の補助を行う予定で予算計上。
平成２５年２月１日～	本体工事設計
平成２５年４月頃	内装工事費概算
平成２５年７月２０日	工事請負契約締結（随意契約） 金額：２３６，２５０，０００円 工期（完成・引渡日）：平成２６年２月２８日
平成２５年７月２１日	着工
平成２５年１１月１１日	東京都より保育所緊急整備事業内示受領 内示額：１６２，４２１，０００円
平成２５年１２月議会	補正予算提出 施設整備増額補助：９９，１７８，０００円 ※マンション等併設型保育所設置促進事業を予定していたが、保育所緊急整備事業が適用。 ２１３，１７８，０００円を補助。
平成２６年２月１０日	平成２５年度第１回社会福祉法人助成審議会開催 M保育園に関する補助金助成申請について審議 施設整備費（平成２５年度） ２１３，１７７，５６２円含め補助が同意された。
平成２６年３月２０日	工事請負変更契約 金額：２３６，２５０，０００円から２７６，９５９，４００円に４０，７０９，４００円増額。 工期：平成２６年２月２８日から平成２６年４月３０日
平成２６年３月３１日	日野市から社会福祉法人Mへ補助金交付決定 交付決定額：２１３，１７７，５６２円
平成２６年４月１０日	東京都に対し平成２５年度保育所緊急整備事業補助金の実績報告書を提出。
平成２６年５月２８日	東京都より保育所緊急整備事業入金
平成２６年９月議会	補正予算提出（追加工事） 施設整備補助：３４，８０１，０００円
保育課で補助対象経費の精査、補助額と３１，８２２，７６９円決定	

平成27年2月17日	平成26年度社会福祉法人助成審議会開催 M保育園に関する補助金助成申請（追加工事）について審議追加工事31,822,769円の補助が同意された。
平成27年3月13日	日野市から社会福祉法人Mへ補助金支出（追加工事） 支出額：31,822,769円
平成27年5月20日	社会福祉法人Mより社会福祉法人助成実績報告書受領（追加工事） 補助額：31,822,769円

施設整備（内装工事・追加工事補助）補助額まとめ 単位：円

補助内容	予算額	歳出額	歳入
施設整備補助 （内装工事分）	平成25年度当初 114,000,000 平成25年度12月補正 213,178,000	213,177,562	192,047,250
【歳入内訳】 保育緊急整備事業（安心こども基金）（東京都）161,724,000 子供家庭支援区市町村包括補助事業（東京都）30,323,250			
施設整備補助 （追加工事分）	平成26年度9月補正 34,801,000	31,822,769	0

（2）関連する法律、条例、要綱等

施設整備費補助については、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例を受けた、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則第3条第1号ウ（イ）が、新たに施設を設け「市長が特に認めた場合」、施設の新設の事業に要する費用から国等の補助金の額を減じた額を、予算の範囲内で助成できると規定している。

そして、日野市立保育園民営化等に伴う運営費等に関する補助金交付要綱は、民間保育所を設置し、運営するにあたり負担する費用のうち第3条（5）において、その他日野市長が特に必要と認める費用が補助の対象となると規定する。

（3）内装工事補助の違法性及び妥当性

内装工事の補助については、上記（1）のとおり、東京都との協議により、東京都の補助要綱により受給できる補助額が当初の予定よりも増額したものであり、その過程において適法性及び妥当性を否定する事情は見当たらなかった。

なお、通常は、保育園整備に関する補助金の予算案の提出は、事業者から概算工事費の見積りがある程度固まった段階で、内容を確認し要綱に照らして補助額を算定し、9月又は12月の議会に補正予算として予算案を提出するのが近年の例とのことであったが、本件では、その前に平成25年度予算として計上されている。

その理由は不明で、内外に旧たかはた保育園の機能移転を示す意図があったのではと推測されるところであるが、そのことによって適法性

や妥当性が否定されるものではないと考える。

(4) 追加工事補助の違法性及び妥当性

ア 追加工事を要した事情としては、上記(1)イに記載した2度の大雪や建築資材の高騰がある。

このほかに、工事開始後の設計変更が要因であることが関係者の供述や資料から確認できた。具体的には、コンセントの設置位置等、運営法人とすれば、当然に設計されるべきことが設計されておらず、設計会社や工事業者としては、運営法人から指示が予めなかったことから、設計していなかった事項が、工事開始後に指示されたというものであった。

かかる設計変更が生じたのは、運営法人と設計会社や工事業者との打ち合わせ不足が要因であると考えられる。

イ これに対して、市としては、たかはた保育園の機能移転が平成26年4月と定められ、これに間に合わせるほかない状況にあったことから、補助金として支出したとのことである

本件が、本件土地所有者が建物を建築し、運営法人が内装工事を行い、これに対して市が補助金を支給するという、市にとって前例がない方法によるものであったことも起因しているものと思われる。

かかる事情のもと、「市長が特に認めた場合」にあたるとして、追加工事に対して補助金を支出したことについては、違法であるとか、不当であるとはいえないものとする。

(5) 東京都への補助金実績報告と工事請負契約の変更について

追加工事にあたっては、平成26年3月20日付けで内装工事に関する工事請負変更契約が行われ、工期は平成26年4月30日までとされている。

一方で、市は、東京都に対し平成26年4月10日付で平成25年度保育所緊急整備事業補助金の実績報告書を提出し、工事の完了を報告している。

市は、追加工事が必要であることは関知していたものの、運営法人と施工業者が追加工事契約を締結するものと想定していた。しかし、実際には、追加工事契約によらず、請負工事契約の変更によって対応されており、市は、その事実を東京都への実績報告書提出後に知ったとのことである。

そして、市の認識としては、建築確認検査済証が平成26年3月28日で交付され、東京都からも、平成26年3月31日付で設置認可書が交付されていたことから、元々予定していた工事が完了したものと考えていたとのことである。

(6) 河内氏の関与

運営法人への整備費に係る補助金の支出において、河内氏の不当な関与により金額に変動を生じたとの事実は認められなかった。

また、上記(5)の事情から、市が、内装工事が完了したと考え、東京都に対して、実績報告書を提出したということにつき、河内氏の不当な関

与や、違法不当な意図があったものとは考えられない。

(7) まとめ

以上のとおり、内装工事費に対する支出等、M保育園の運営法人への整備費に係る補助金の支出については、違法性や不当性は認められない。

6 M保育園が所在する複合施設の整備工事及びM保育園の内装工事に関する業者選定

(1) 事実経過

ア 保育園建物の本体工事を含む複合施設の整備工事について

これら工事は、直接的な補助金の対象となっていないものの、社会福祉法人Mに補助される前払い賃料が事実上、保育園建物躯体工事の工事費に対するものであることから、保育園建物の本体工事費用を抑えるためにも、市の契約に準じて入札を行うこととなったようである。

入札を行ったことについては、建通新聞への掲載が確認できたほか、市職員及び事業者等の供述からも確認ができた。もっとも、入札調書については、本件土地所有者によると残されておらず、その内容を確認することはできなかった。

イ 内装工事について

本件土地所有者から、平成25年5月17日付け文書にて内装工事事業者について、円滑に事業を進め、工期の短縮を図るため、本体工事受託事業者との一者随意契約により決定を依頼する文書を受領している。これに対し、市は、市の随意契約ガイドラインに基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の競争入札に付することが不利と認められる場合に該当すると判断し、随意契約が望ましいとの結論に至っている。

(2) 評価

ア 複合施設の整備工事について

同工事については、私人間の契約行為であり、かつ、直接的には、補助金が支出されているわけではなく、直接的な規制はない。

こうした中で、入札手続が行われ、結果、入札では決定せず、最も入札価格が低かったH工業株式会社との間で、随意契約により工事契約を締結したことについて、違法・不当な点は見当たらない。

イ 内装工事について

内装工事については、補助を行う場合には、「平成25年度保育所緊急整備事業補助要綱」別記 補助条件15(6)「補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど区市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。」が適用される。

こうした中、上記のとおり、市は、市の随意契約ガイドラインに基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の競争入札に付することが不利と認められる場合に該当すると判断し、随意契約を認めている。その具体的理由としては、「日野市新井863番地106他に建設する保育園の内装工事業者について（市としての考え）」という文書におい

て、土地返還期限までに保育所を開設しなければいけないこと、建物と内装両方が新規工事であり、一体の構造物であるということが挙げられている。

この点については、違法・不当な点は見当たらない。

ウ 河内氏の関与

これら業者選定において、河内氏が入札に立ち会っていたとの供述はあるものの、その関与により、不当に業者が選定されたなどの事実は確認されなかった。

7 都道からM保育園までの進入道路の整備

(1) 事実経過

都道からM保育園までの進入道路は、当初4m幅の私道であり、そのままでも保育園を含む複合施設の建築は可能であったが、保護者や周辺住民と協議した結果、より安全な通行を確保するため、道路幅を6mに拡幅することとなった。

平成25年1月25日、市と本件土地所有者は、「たかはた保育園機能移転に伴い民設民営で設置される保育園への進入道路等整備に関する確認書」（以下「進入道路整備確認書」という。）を締結し、以下の事項を確認した。

- ① 進入道路拡幅整備用地及び水路護岸擁壁等整備用地の一部は、本件土地所有者が確保し、市に交換提供及び寄付する。
- ② 都道から保育園までの幅員6m（用地幅6.5m）の進入道路及び同道路の都道への取り付け口付近の水路護岸擁壁等整備については市が本件土地所有者に助成する。
- ③ 助成の対象とする事業費は、工事費、設計費及び施工管理費とし、市は予算の範囲内で本件土地所有者に助成をする。

市は、平成25年12月議会で1億832万3000円を予算計上し、平成26年3月議会で補正して1億999万1000円とした。

本件土地所有者は、平成26年3月31日、上記整備事業費として1億999万円の補助金交付申請をし、市は、同日、同額の交付決定をした。その際、上記確認書の内容は検討されていないようである。

市は、上記確認書に従って、本件土地所有者が行った拡幅部分の用地買収や工事費について、平成26年4月25日、本件土地所有者に対し1億999万円を支払った。

工事終了後、私道は市に交換提供及び寄附され、市道となった。

(2) 関連する法律、条例、要綱等

ア 進入道路整備費の補助について

日野市立たかはた保育園機能移転に伴う移転場所周辺道路等整備事業費補助金交付要綱（平成25年6月17日制定、同日から施行し、同年1月25日から適用する。）第4条第4項では「その他日野市長（中略）が特に必要と認める費用」が補助の対象となる経費に含まれている。

イ 土地交換について

地方自治法第237条では、同法第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換してはならない、また、適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならないとされている。

日野市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第2条では、普通財産は、市において公用又は公共用に供するため市以外の者の所有する財産を必要とするときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる」とされている。

日野市公有財産規則第4条では、財産の購入、貸付け、売却等における価格の適正を図るため、財産価格審議会を設置することができるとされており、日野市財産価格審議会要綱第1条及び第2条では、市において交換しようとする不動産の価格に関することは財産価格審議会が審議するとされている。

ウ 占有許可について

地方自治法第238条の4第7項では、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとされている。

日野市普通河川等管理条例第5条第1項第1号では、普通河川等の土地を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとされており、同条例第6条第1項では、占有許可の期間は原則5年以内とされ、公共性の高いもののうち市長が特に必要があると認める占有許可の期間は10年以内とすることができるとされている。また、同条例第10条第1項第2号では、市長が特に必要があると認めるときは、占有料の額を減額又は免除することができるとされている。

(3) 進入道路整備の補助について

ア 補助の経緯

道路整備については、市が道路用地を買収して道路を整備するか、開発事業主等が自らの費用負担で整備した道路を市に寄附するのが原則である。

しかし、都道からM保育園までの進入道路については、市が道路用地を買収して整備するのでは、同保育園が開園予定の平成26年4月から大幅に遅れることになることから、整備期間の短縮のため、本件土地所有者が進入道路を整備し、その費用を市が補助するという例外的な措置を取る事となった。

そこで、市は、平成25年6月17日、前記の日野市立たかはた保育園機能移転に伴う移転場所周辺道路等整備事業費補助金交付要綱を制定した上（同日から施行し、同年1月25日から適用。）、本件土地所有者が負担する整備費用等に対して、平成25年12月補正予算を計上し補助することにした。なお、平成26年3月には建設資材等の高騰により増加した工事費分の補助を補正している。

イ 補助対象の工事費の妥当性について

市は、本件土地所有者が行った補助対象の工事金額の妥当性を確認し

ていない。

ウ 道路拡幅用地買収費が対象となっていること

本件土地所有者が道路拡幅（2.5m分）のために行う用地買収費4398万円も補助の対象とされている。この点、用地買収費は、進入道路整備確認書では助成の対象とされていないが、平成25年9月26日頃には補助の対象となっており、その間の方針変更の経緯は本調査によっても不明である。

また、市は、本件土地所有者が行った用地買収費の妥当性を確認していない。

エ 本件土地所有者と日野市企業公社との契約について

本件土地所有者と株式会社日野市企業公社（以下「企業公社」という。）は、平成25年2月1日、委託名を保育所進入路拡幅整備工事に伴う事務管理等、委託金額を600万円（消費税を含む。）とする事務管理委託契約を締結している。

しかしながら、委託された事務管理の内容を示す書類は市にも企業公社にも保管されていないということである。また、企業公社の当時の代表取締役もその内容は覚えていないとのことであり、その契約内容については本調査では明らかとならなかった。

（4）道路用地確保のための土地交換について

進入道路整備確認書においては、進入道路用地は本件土地所有者が確保し、市に交換提供及び寄附することとなっていた。しかし、平成25年9月頃、平成7年3月7日付「向島用水親水路整備工事に伴う確認書」（以下「親水路整備確認書」という。）が存在することが判明したことから、進入道路用地のうち本件土地所有者が所有する147㎡部分も同確認書の交換対象とし、本件土地所有者の負担を軽減することとした。

また、親水路確認書第1項①によれば、交換方法は等価交換とされていたが、その後の調整により等積交換とされている。

平成26年3月18日に開催された日野市財産価格審議会では、等積交換が妥当か議論されているが、結論としては一体の土地と評価することで等積交換は妥当とされている。

（5）日野市新井三丁目3番地16先水路敷154.40㎡の占用許可について

進入道路整備確認書により道路拡幅用地として交換及び寄附の対象とされていた日野市新井三丁目4番地116の土地のうち154.40㎡については、分筆困難であったことから、市への所有権移転ではなく、本件土地所有者が永代使用・管理承諾をすることとなった。その交換条件として、市有地である日野市新井三丁目3番地16先水路敷154.40㎡（以下「本件水路敷」という。）を本件土地所有者に対し、「私立M保育園の保育活動の一環として同保育園児が農作業を体験するための耕作地として適切に使用・管理する」との使用目的で使用承諾し、使用料を双方とも無償とした。

しかしながら、本来寄附を受けるべき土地について、何故新たな交換条

件を付けたのかは、本調査では明らかとならなかった。

また、M保育園を現地確認した際、本件水路敷については、保育園児が農作業を体験するための耕作地としては使用されていないように見えた。

(6) 河内氏の関与

進入道路整備について、河内氏は、本件土地所有者の代理人、市の代理人、相談役、統括などの肩書を使って重要な会議に出席するとともに、市の職員に指示して様々な文書を作成させ、主導的な役割を果たしている。

(7) 評価

ア 道路用地確保のために土地交換を行ったことについては、日野市財産価格審議会による審議がされる等、土地交換の際に必要なとされる手続きを経ていることから、違法性は認められない。

もっとも、上記のとおり、親水路整備確認書で対象とされていた範囲外の市有地が交換の対象とされた経緯及び等価交換ではなく等積交換とされていることについて、その妥当性を検討した資料が市に保管されていないことから、道路拡幅の必要性を考慮してもなお、土地交換の具体的な内容については不当と考える。

イ 都道からM保育園までの進入路の整備費を助成したこと及び本件水路敷の使用を許可したことについては、上記条例及び要綱上、市には広範な裁量が認められることから、違法性は認められない。

もっとも、上記のとおり、①補助対象の工事費の妥当性の確認がなされていないこと、②道路拡幅用地買収費が補助対象となった経緯が不明であり、かつ用地買収費の妥当性の確認がなされていないこと、③本件土地所有者と企業公社との契約内容が不明であること、及び④本件水路敷の使用許可の経緯が不明であることから、道路拡幅及び整備期間短縮の必要性を考慮してもなお、補助額及び本件水路敷の使用許可は不当と考える。

8 河内氏の関与について

(1) 河内氏の関与の実態

上記で検討したとおり、河内氏は、旧たかはた保育園の機能移転において、建設用地の選定の段階から深く関与し、賃料に対する補助金の交付及び都道からM保育園までの進入道路の整備等について主導的な役割を果たしていたことが認められる。

なお、河内氏に対しては、河内氏の弁護士（第1の1（2）ア記載の事件における弁護士）に文書を送付し、ヒアリングへの協力を依頼したものの、回答はなく協力が得られなかった。

本件土地所有者は、河内氏に対して相談した事実はないなどと、河内氏の関与は薄かった旨の供述を文書においてしている。

しかし、市に残された文書や、市の職員の供述のほか、設計事務所担当者の「保育園設計の前に、河内氏からの紹介を受け、本件土地所有者のために、複数の設計案を作成していた。」といった供述からすると、この点に関する本件土地所有者の供述は、事実と反するものと考えられ、河内氏

が本件に深く関与していたことが認められる。

(2) 河内氏が本件土地所有者の代理人等と名乗っていたことについて

ア 河内氏の肩書

河内氏は、本件土地所有者の代理人であると名乗っていたことが市の職員の供述や資料から認められる。具体的には、「(所有者) からの依頼人」、「コーディネーター河内代理人」、「(所有者) 代理人河内」といった記載である。

他方で、「相談役 河内久男」とされる場合もあり、残された文書上の記載は、様々である。

イ 本件土地所有者との契約、利益供与の有無

河内氏がかかる肩書を名乗っていたことについて、本件土地所有者に対して、何らかの契約の有無や金銭のやりとりがなかったかを確認したが、そのような事実はないとのことであった。また、その他の関係者に対して行ったヒアリングにおいても、同様の質問を行ったところ、そのような事実は分からないとのことであった。

なお、本件においては、上記第4項(賃料に係る補助金の支出)や第7項(都道からM保育園までの進入道路の整備)において、本件土地所有者の利益になっているのではないかと疑われる点があった。

しかし、それがいかなる過程を経て行われたかについては不明であり、河内氏が本件土地所有者の利益を図って行ったと認め得る事実は、本調査において明らかにはならなかった。

ウ このように、本調査において、河内氏が本件土地所有者の代理人等であると名乗っていたことについて、その動機や目的は明らかとはならなかった。

もっとも、市の職員には、河内氏が本件土地所有者の代理人と名乗っていたことについて、利益相反的な立場にあるのではないかと疑念を抱いていた者もあり、かかる肩書を名乗っていたことは、それ自体不適切であったことは言うまでもないし、そのような肩書を名乗っている者に市の事業を主導させていたという点においても不適切である。

(3) 河内氏の権限等

ア 河内氏の役職、地位

河内氏は、平成21年6月4日から平成24年3月31日まで病院の経営専門監として、平成24年4月1日からは、臨時職員という契約方式により、市立病院の院長相談役の地位にあった。

河内氏は、職務分掌上、旧たかはた保育園の機能移転の問題に関与する地位になかったものと考えられる。

イ 馬場前市長からの特命事項であったとの当時の河内氏の発言

当時の担当職員の供述によると、河内氏は、当時の馬場市長から特命を受け、旧たかはた保育園の機能移転問題に関与していたと、職員らに述べていたとのことであった。

しかし、馬場前市長に対するヒアリングによれば、馬場前市長は、当時、様々な問題や、市長職の任期が迫る中、頭がいっぱいであり、正確

な記憶が定かではないものの、河内氏に特命事項として機能移転を任せたとはいえないと思うとのことであった。

市の保管文書においては、平成24年8月6日付けの「河内相談役と市長との面談記録」によれば、「市長から、今から高幡保育園担当という肩書きはつけられないが、高幡保育園の件については市長から頼まれたと言ってもよいとの発言があった。」との記載がある。

もっとも、同文書は、河内氏の話、当時の担当課の職員が記録したものであり、同職員は、当時の馬場市長の発言を直接聞いていないとのことであるから、河内氏がその当時市長がその旨発言したと述べていたという以上に事実を認定することはできない。

ウ 職員の供述及び当時の庁内の状況

他方で、当時の担当職員らによれば、河内氏から「市長から特命事項を与えられていて、この件については自分が責任者である」との話を受け、河内氏がその当時、元副市長として絶対的な存在であり、河内氏の考えに反対することは絶対にできなかったもので、そういった状況に異論を唱えることはなかったとのことであった。

また、当時の担当職員によると、当時の小川副市長には、たかはた保育園の機能移転について当初こそ報告に行っていたものの、途中から、この件については報告に来てもらっては困るかのような態度であったため、報告しなくなったとのことであった。なお、小川副市長にヒアリング依頼を行ったものの、自分には話すことは何もないとのことで、ヒアリングは実施できなかった。

当時の担当職員が述べるように、職務分掌上、権限を有しないはずの河内氏が機能移転を主導し、職員に指示を行うことに対して、河内氏が庁内において絶対的な存在であったことから、誰も異論を唱えることが出来ない状況にあったことが伺える。

加えて、本来ならば少なくとも小川副市長が河内氏に代わって主導していく立場にあったと考えられるが、小川副市長が自身には報告しなくても良いといった態度を取り、機能移転が進行していったことが伺える。

(4) 評価

以上のとおり、たかはた保育園の機能移転においては、河内氏が主導的な立場で関与したことが認められる。また、上記第4項（賃料に係る補助金の支出）及び第7項（都道からM保育園までの進入道路の整備）において、本件土地所有者の利益になっているのではないかと疑われる点があったものの、河内氏が本件土地所有者の利益供与を図ったと認めるに足りる具体的事実は、本調査では明らかとはならなかった。

もっとも、河内氏が、本件土地所有者の代理人を名乗りながら、市長から特命事項を与えられたとして、市側においても主導的な立場を果たしたことについては、それ自体において、第三者から利益相反的であったとの疑念を抱かせる点において不適切である。

また、院長相談役であり、職務上、たかはた保育園の機能移転において

権限を有しないはずの河内氏が、正式な辞令もない中で、主導的な役割を果たしたことは、職務分掌が不明確な中において、元副市長の行動を許容するものであり、コンプライアンスの観点から極めて不適切である。

第4 まとめ

本調査において、河内氏が市立病院の臨時職員であった期間について、地方公務員法第35条（職務に専念する義務）及び第38条第1項（営利企業等の従事等の制限）の違反が認められることについては、上記第2で述べたとおりである。

また、たかはた保育園の機能移転における河内氏の関与が不適切であったことについては、上記第3の第8項で述べたとおりであるが、これによって違法行為がなされたことについては確認ができなかった。

もっとも、賃料に対する補助は、賃料相場の検討や、内装工事費や道路整備費の補助を行っていることとの関係につき、いつの時点でいかなる検討がなされたか不明瞭であることや、前払い家賃補助を行ったことに対して、それに対応する本件土地所有者と社会福祉法人Mとの賃貸借契約書上の家賃や前渡金の取決め等が整合を欠いていることから、不当と考える。

加えて、都道からM保育園までの進入道路の整備において、親水路整備確認書で対象とされていた範囲外の市有地が交換の対象とされていること、等価交換ではなく等積交換とされていること、進入路整備費の補助額及び本件水路敷の使用を許可したことについては、上記第3の第7項で述べたとおり、いずれも不当と考える。

以上

調査資料目録

資料 No.	資料件名
1	医療法人Tからの回答文書(令和3年5月10日)
2	医療法人Aからの回答文書(令和3年 6 月 1 日提出)
3	社福Eからの回答文書(令和3年5月28日)
4	株式会社日野市企業公社代表取締役、部課長職等変遷
5	平成25年度(第9回)日野市財産価格審議会議事録
6	財産価格審議会議案第21号
7	社福Eに対する事前調査の結果について・源泉徴収簿
8	社福Eからの回答文書(令和3年 7 月26日)
9	土地所有者の提出文書(令和 3 年 6 月 29 日)
10	資料(買収(寄附)の対象)
11	登記事項証明書(1.法人、2.不動産)
12	土地交換回議書(H26日総財第247号)
13	寄附回議書(H26日総財第248号)
14	水路敷の占用許可について(伺い、H26日環緑第204号)
15	たかはた保育園機能移転に係る財政削減効果
16	たかはた保育園機能移転に伴う受託運営法人の選考会にかかる要旨について(平成24年9月28日作成)
17	不動産鑑定書(谷津不動産鑑定所)
18	社会福祉法人に対する事前調査の結果について
19	市立病院 雇用確認書
20	市立病院 タイムカード
21	市立病院 時間外勤務命令簿
22	市立病院 出張時間外勤務命令簿(差替分)
23	市立病院 臨時職員・非常勤職員休暇願(届)
24	日野市立病院組織機構図
25	土地賃貸借契約書(昭和41年4月1日)
26	賃貸地返還方要望書(平成3年3月29日)
27	念書(平成3年3月31日)
28	市立たかはた保育園借地の返還について(平成20年日子保第1226号)
29	保育園借用地の期限延長について(お願い)(平成20年日子保第762号)
30	土地賃貸借契約合意書(平成21年1月26日)
31	宗教法人Kとの協議メモ(平成23年10月27日)
32	たかはた保育園の今後の方向性(平成23年11月22日作成保育課資料)
33	たかはた保育園の取り扱いについて(民間保育園と市の会議録、平成24年1月12日)
34	たかはた保育園の今後の方向性について(平成24年2月7日作成保育課資料)
35	たかはた保育園の移転用地についての調査報告書
36	市立高幡保育園代替施設建設の経緯
37	保育園・診療所の建設について

資料 No.	資料件名
38	たかはた保育園代替地建設における補助について(平成24年2月22日作成)
39	市立たかはた保育園機能移転に伴う新保育園の民営での運営について
40	宗教法人Kとの打合せ(平成24年3月16日会議録)
41	市立たかはた保育園機能移転に伴う新保育園の民営での運営について(第2回)
42	たかはた保育園代替地建設における補助について(平成24年4月23日作成)
43	建設賃貸借契約書更新における前家賃の取り扱いについて
44	たかはた保育園機能移転に伴う費用シミュレーション
45	市立たかはた保育園機能移転に伴うT ² 氏との協議報告
46	たかはた保育園機能移転に伴う現況報告(5月31日現在)
47	たかはた保育園機能移転計画(その1)
48	たかはた保育園機能移転計画(その2)
49	T ² 氏との協議(平成24年6月5日)
50	たかはた保育園機能移転と診療所建設打合せ
51	たかはた保育園機能移転と診療所建設打合せでの確認事項
52	市立病院24年7月市長への定例報告
53	今後のたかはた保育園について
54	日野市立たかはた保育園機能移転に伴う運営法人について
55	たかはた保育園の機能(役割)移転について(平成24年度日子保第565号)
56	たかはた保育園機能移転に伴う受託運営法人選考に係る基準の制定及び受託運営法人選考会の開催について(平成24年度日子保第580号)
57	たかはた保育園機能移転に伴う受託運営法人の決定について(平成24年度日子保第600号)
58	たかはた保育園機能移転及び診療所建設定例協議(平成24年11月16日)
59	たかはた保育園機能移転に伴い民設民営で設置される保育園への進入道路等整備に関する確認書の締結について(平成24年度日子保第937号)
60	市立たかはた保育園運営に係る土地借用について(平成24年度日子保第565号)
61	(仮称)日野市新井医療福祉複合施設新築工事入札資料
62	入札資料(保育園内装工事業者についての平成25年5月17日付事業主からの文書)
63	保育園機能移転の進捗状況と確認事項(平成25年5月28日)
64	たかはた保育園機能移転に伴い民設民営保育園(新設)への進入道路拡幅用地と現況廃滅水路敷の土地交換について(平成25年度日子保第265号)
65	たかはた保育園機能移転に伴う確認書(平成24年9月25日)
66	平成25年度12月補正予算見積書の提出について(平成25年度日子保第643号)
67	日野市からの助成と家賃について(平成25年11月2日開催)

資料 No.	資料件名
68	平成25年度保育所緊急整備事業補助金の内示について(平成25年度日子保第800号)
69	M保育園の賃借料について(平成25年12月27日)
70	(仮称)M保育園への家賃補助について(平成26年1月7日)
71	平成25年度日野市社会福祉法人助成審議会の資料提出について(平成25年度日子保第1046号)
72	平成25年度保育所緊急整備事業補助金の交付申請について(平成25年度日子保第1130号)
73	平成25年度日野市社会福祉法人助成審議会会議録(平成25年度日子保第1142号)
74	建物賃貸借契約書(平成26年3月25日)
74 の2	建物賃貸借契約書締結に関する覚書
75	平成25年度民間保育所施設整備に係る補助金の交付決定について(平成25年度日子保第1212号)
76	日野市立たかはた保育園機能移転に伴う移転場所周辺道路等整備事業費補助金の交付決定について(平成25年度日子保第1311号)
77	平成25年度保育所緊急整備事業補助金の実績報告について(平成26年度日子保第50号)
78	日野市立保育園民営化等に伴う運営費等に関する補助金(家賃)の交付決定について(平成26年度日子保第96号)
79	平成26年度 9 月補正予算見積書の提出について(平成25年度日子保第565号)
80	平成26年度日野市社会福祉法人助成審議会の資料提出について(平成26年度日子保第1146号)
81	平成26年度社会福祉法人に対する助成に係る実績報告書提出について(平成27年度日子保第195号)
82	社会福祉法人Mに対する補助金交付のあり方に関する課題整理(令和2年11月17日)
83	T ² 氏への電話でのヒアリング結果(令和2年11月17日)
84	T ² 氏ヒアリング結果記録(令和3年3月1日)
85	医療法人Tからの回答文書(令和3年8月25日)
86	土地所有者の提出文書(令和3年8月25日)

ヒアリング対象者目録

No.	所属、役職等	実施日
1	元保育課課長補佐	令和3年6月22日
2	元保育課長	令和3年6月22日
3	元保育課保育幼稚園係長	令和3年6月22日
4	元子ども部長	令和3年6月25日
5	社会福祉法人M	令和3年6月25日
6		
7	株式会社 I 設計	令和3年6月25日
8		
9	有限会社 J 測量	令和3年6月25日
10	H工業株式会社	令和3年6月25日
11	前日野市長（馬場弘融氏）	令和3年6月29日
12	日野市副市長（荻原弘次氏）	令和3年7月 8日
13	日野市長（大坪冬彦氏）	令和3年7月 8日
14	元日野市企業公社代表取締役社長、元同社 施設管理部長	令和3年7月20日
15	元緑と清流課課長補佐	令和3年8月12日
16	元日野市企業公社代表取締役社長	令和3年8月20日
17	元土地活用推進室長	令和3年8月20日

元副市長の日野市・市立病院及び川辺堀之内土地区画整理組合、公益法人等での経歴

年月日	日野市		市立病院	川辺堀之内 区画整理組合	医療法人 T	医療法人 A	社福E
	勤務場所等	役職等					
S53. 5. 1	区画整理課	庶務係長					
S58. 5. 1	区画整理課	課長補佐（庶務係長兼務）					
S58. 11. 10	区画整理課	課長補佐（庶務係長兼務解除）					
S63. 10. 21	区画整理第1課	課長心得					
S64. 1. 1	区画整理第1課	課長					
H3. 10. 16	区画整理第1課	課長（計画換地係長兼務）					
H4. 4. 21	区画整理第1課	課長（計画換地係長兼務解除）					
H6. 8. 1	都市計画課	課長					
H8. 2. 6	都市整備部	部長（都市計画課長兼務）					
H8. 4. 15	都市整備部	部長（都市計画課長兼務解除）					
H9. 6. 3	依願による退職						
H9. 6. 4	日野市助役（1期目）						
H13. 6. 3	任期満了						
H13. 6. 4	日野市助役（2期目）						
H17. 6. 3	任期満了						
H17. 6. 4	日野市助役（3期目）						
H19. 4. 1	日野市副市長						

年月日	日野市		市立病院	川辺堀之内 区画整理組合	医療法人 T	医療法人 A	社福E	
	勤務場所等	役職等						
H21. 6. 3	任期満了							
H21. 6. 4			病院経営専門監				理事・評議員就任	
H23. 4. 1								
H24. 3. 31			任期満了					
H24. 4. 1			臨時職員 (院長相談役)					委託契約 (理事長相談役)
H24. 5								
H27. 4. 1								
H29. 4.								
H29. 6. 14						理事・評議員退任		
H29. 6. 15						非常勤業務執行理事就任		
H31. 3. 31			任用期間満了			非常勤業務執行理事辞任		
R1. 6. 15						監事辞任		
R1. 10. 30								
R2. 3. 31								契約満了
R3. 2. 17								

理事会等出席状況一覧表

法人理事会等出席状況								市立病院			重複
日付	開始	終了	法人名	内容	医法 T	医法 A	社福 E	出勤	退勤	地位	
H23. 4. 1			社福 E	理事会			理事・ 評議員			経営専門監	
H23. 5. 26	12:30	13:40	社福 E	評議員会							
			社福 E	理事会							
H23. 9. 10			社福 E	理事会？							
H23. 11. 22	12:30	13:30	社福 E	評議員会							
			社福 E	理事会							
H24. 3. 16	12:30	13:30	社福 E	評議員会							
			社福 E	理事会							
H24. 5. 24	12:30	13:30	社福 E	評議員会						臨時職員	
	14:00	14:30	社福 E	理事会							
H24. 9. 15	12:30	13:25	社福 E	評議員会							
	14:00	14:30	社福 E	理事会							
H24. 11. 22	12:40	14:00	社福 E	評議員会							
	14:15	14:50	社福 E	理事会							
H25. 3. 21	12:30	13:25	社福 E	評議員会							
	14:00	14:50	社福 E	理事会							
H25. 5. 23	12:30	13:30	社福 E	評議員会				8:18	17:40		あり
	14:00	14:50	社福 E	理事会							あり
H25. 9. 14	12:30	13:20	社福 E	評議員会				8:47	16:54		あり
	13:50	14:10	社福 E	理事会							あり
H25. 11. 21	12:30	13:25	社福 E	評議員会				8:14	18:48		あり
	13:50	14:30	社福 E	理事会							あり
H26. 3. 27	12:30	13:50	社福 E	評議員会				8:16	18:42		あり

法人理事会等出席状況								市立病院			重複
日付	開始	終了	法人名	内容	医法 T	医法 A	社福 E	出勤	退勤	地位	
	14:00	14:40	社福 E	理事会							あり
H26. 5. 28	12:30	14:00	社福 E	評議員会				7:15	18:04		あり
	14:20	14:50	社福 E	理事会							あり
H26. 9. 13	12:30	13:20	社福 E	評議員会				8:57	16:07		あり
	14:00	14:30	社福 E	理事会							あり
H27. 3. 26	12:30	14:00	社福 E	評議員会				8:16	18:35		あり
	14:30	15:30	社福 E	理事会							あり
H27. 4. 1	書面持ち回り		医法 T	理事会				7:03	18:42		
H27. 5. 28	12:30	14:10	社福 E	評議員会				7:40	18:36		あり
	15:00	15:30	社福 E	理事会							あり
H27. 6. 27	14:00	15:00	医法 T	定時社員総会、理事会							
H27. 9. 12	12:30	13:25	社福 E	評議員会	10:34	18:44	あり				
	14:00	14:30	社福 E	理事会			あり				
H27. 11. 26	12:30	14:10	社福 E	評議員会	7:36	19:04	あり				
	15:00	15:50	社福 E	理事会			あり				
H28. 3. 24	12:30	14:10	社福 E	評議員会	7:38	19:43	あり				
	15:00	15:40	社福 E	理事会			あり				
H28. 5. 26	12:30	14:20	社福 E	評議員会	7:36	19:07	あり				
	15:00	15:50	社福 E	理事会			あり				
H28. 7. 2	14:00	15:00	医法 T	定時社員総会、理事会	8:30	12:00					
H28. 8. 5	14:00	15:00	社福 E	理事会	7:20	18:37	あり				
H28. 9. 10	12:30	13:20	社福 E	評議員会							
	14:00	15:00	社福 E	理事会							
H28. 11. 22	12:30	14:15	社福 E	評議員会	7:20	19:37	あり				
	15:30	16:15	社福 E	理事会			あり				
H29. 3. 3	13:30	14:30	社福 E	理事会	7:19	19:40	あり				

法人理事会等出席状況								市立病院			重複
日付	開始	終了	法人名	内容	医法 T	医法 A	社福 E	出勤	退勤	地位	
H29. 3. 28	12:30	14:00	社福 E	評議員会		監事	業務 執行 理事	6:52	20:11		あり
	15:00	15:50	社福 E	理事会							あり
H29. 5. 31	11:00	12:40	社福 E	理事会				6:46	19:36		あり
H29. 6. 15	12:45	14:00	社福 E	評議員会				6:54	19:19		あり
	14:30	15:10	社福 E	理事会							あり
H29. 6. 17	14:00	15:00	医法 T	定時社員総会、理事会				7:35	12:00		
H29. 9. 9	12:30	13:30	社福 E	理事会				8:00	12:00		
H29. 11. 28	11:00	12:30	社福 E	理事会				6:52	19:52		あり
H30. 1. 25	11:00	11:50	社福 E	理事会				6:56	19:08		あり
H30. 3. 28	11:00	12:30	社福 E	理事会				6:22	19:00		あり
H30. 6. 8	11:00	12:30	社福 E	理事会				6:18	19:38		あり
H30. 6. 26	12:20	13:20	社福 E	評議員会				6:19	19:35		あり
H30. 6. 30	14:00	15:00	医法 T	定時社員総会、理事会				7:25	12:00		
H30. 9. 8	12:30	13:30	社福 E	理事会				7:32	12:00		
H30. 11. 28	11:00	12:00	社福 E	理事会				6:30	19:39		あり
H31. 1. 30	11:00	12:15	社福 E	理事会				6:20	19:37		あり
H31. 3. 27	11:00	12:10	社福 E	理事会				6:38	18:05		あり
	12:30	13:00	社福 E	評議員会							あり
R1. 5. 31	11:00	11:50	社福 E	理事会						退職	
R1. 6. 9	10:00	10:20	社福 E	理事会							
R3. 2. 17											

社福E報酬一覧表

理事・評議員

平成 23 年 5 月 25 日	5, 150
平成 23 年 11 月 25 日	5, 150
平成 24 年 3 月 25 日	5, 150
平成 24 年 5 月 25 日	5, 150
平成 24 年 9 月 25 日	5, 150
平成 24 年 11 月 25 日	5, 150
平成 25 年 3 月 25 日	5, 157
平成 25 年 5 月 25 日	5, 157
平成 25 年 9 月 25 日	5, 157
平成 25 年 11 月 25 日	5, 157
平成 26 年 3 月 25 日	5, 157
平成 26 年 5 月 25 日	5, 157
平成 26 年 9 月 25 日	5, 157
平成 27 年 3 月 25 日	5, 157
平成 27 年 5 月 25 日	5, 157
平成 27 年 9 月 25 日	5, 157
平成 27 年 11 月 25 日	5, 157
平成 28 年 3 月 25 日	5, 157
平成 28 年 5 月 25 日	5, 157
平成 28 年 9 月 25 日	5, 157
平成 28 年 11 月 25 日	5, 157
平成 29 年 3 月 25 日	15, 471
平成 29 年 5 月 25 日	5, 157

業務執行理事

平成 29 年 6 月 25 日	10, 000
平成 29 年 7 月 25 日	30, 000
平成 29 年 8 月 25 日	10, 000
平成 29 年 9 月 25 日	30, 000
平成 29 年 10 月 25 日	10, 000
平成 29 年 11 月 24 日	10, 000
平成 29 年 12 月 25 日	20, 000
平成 30 年 1 月 25 日	20, 000
平成 30 年 2 月 23 日	20, 000
平成 30 年 3 月 23 日	10, 000
平成 30 年 4 月 25 日	20, 000
平成 30 年 5 月 25 日	10, 000
平成 30 年 6 月 25 日	20, 000
平成 30 年 7 月 25 日	10, 000
平成 30 年 8 月 24 日	10, 000
平成 30 年 9 月 25 日	30, 000
平成 30 年 10 月 25 日	20, 000
平成 30 年 11 月 22 日	10, 000
平成 30 年 12 月 25 日	50, 000
平成 31 年 2 月 25 日	20, 000
平成 31 年 3 月 25 日	30, 000
平成 31 年 4 月 25 日	90, 000
令和 1 年 5 月 24 日	90, 000
令和 1 年 6 月 25 日	110, 000

参考・関連法令

○地方公務員法

(職務に専念する義務)

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(営利企業への従事等の制限)

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

(平成29年5月17日号外法律第29号（令和2年4月1日施行）による改正前のもの)

(営利企業への従事等の制限)

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

(平成26年5月14日号外法律第34号（平成28年4月1日施行）による改正前のもの)

(営利企業等の従事制限)

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置

かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

- 2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

○日野市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年条例第22号）
（職務に専念する義務の免除）

第2条 職員（市立学校の校長、園長、教員及び事務職員を含む。）は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（市立学校の校長、園長、教員及び事務職員にあつては、教育委員会）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、市規則で定める場合

○日野市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和35年規則第14号）
（職務に専念する義務を免除される場合）

第2条 職員があらかじめ任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 職員が職員団体（日野市職員団体の登録に関する条例（昭和42年条例第10号）の規定により登録された職員団体をいう。以下同じ。）の運営のため、特に必要な限度内であらかじめ職員団体が任命権者の許可を受けたときにおいて、その会合又はその他の業務に参加する場合
- (2) 職員が国又は他の地方公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合
- (3) 職員が法令又は条例に基づいて、設置された厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合
- (4) 職員が講演会等において市政又は学術等に関し講演を行う場合
- (5) 職員がその職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合
- (6) 職員がその職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合
- (7) その他特別の理由のある場合

○日野市立病院経営専門監設置規則（平成21年6月3日規則第46号）
（設置）

第1条 公立病院経営を進める上で必要とされる高度な知識及び技術を有するものを積極的に活用することにより、効率的な病院運営を目指し、もって市民にとって安全・安心な医療を継続的に提供する医療環境の構築に資するため、「日野市立病院経営専門監（市立病院設置者代行）」（以下「専門監」という。）を置く。

（定義）

第2条 この規則により設置される専門監は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する参与として任用されるものとする。

（任用期間）

第4条 専門監の任用期間は、平成24年3月31日を超えない範囲で市長が定める。

第5条 専門監は、次に掲げる事項について所掌する。

（1） 「日野市立病院改革プラン」に示す経営改善の具体的措置に関すること。

（2） その他市立病院の経営に関すること。

2 専門監は、日野市立病院の設置者である市長の特命を受け、「市立病院設置者代行」として市立病院の経営に関する重要な問題の解決に当たるものとする。

（服務）

第7条 専門監は、職務の遂行に当たっては、法令の規定及び市長の命に忠実に従い、全力をあげてこれに専念しなければならない。

2 専門監は、その職の信用を傷つけ、又は専門監の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 専門監は、許可があつた場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報酬及び費用弁償）

第8条 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第13号）に基づき、専門監に報酬及び費用弁償を支給する。

○日野市職員の兼業許可等に関する事務取扱規程（平成27年3月31日規則第28号）

（兼業の定義）

第2条 この規程において「兼業」とは、次の各号のいずれかに掲げる場合をいう。

（1） 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員に就任すること。

（2） 自ら営利を目的とする私企業を営むこと。

（3） 報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事すること。

（兼業の許可）

第3条 職員は、前条に掲げる兼業を行おうとするときは、あらかじめ営利企業等の

従事許可申請書(第1号様式)により申請し、兼業の許可を受けなければならない。
(職務に専念する義務の免除等との関係)

第8条 職員が兼業の許可を受けた場合で、当該兼業が、日野市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和35年条例第22号)第2条各号の規定に該当するとき及び日野市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則(昭和35年規則第14号)第2条各号の規定に該当するときは、職務に専念する義務を免除することができる。

2 職員が第3条の規定による許可を得て兼業を行うためにその勤務時間を割く場合においては、割かれた勤務時間については給与を減額する。ただし、前項の規定により、職員が職務に専念する義務を免除された場合において、報酬(交通費を除く。)を得ずに当該兼業を行うときは、日野市一般職の職員の給与に関する条例(昭和38年条例第17号)第18条に定めるところにより、給与の減額を免除することができる。

(営利企業以外の団体の役員等の兼職)

第9条 第2条に掲げるもののほか、職員が、勤務時間内に国、地方公共団体その他の公益団体において法令、条例、定款その他の規約で定める役員等に報酬を得ずに就任する場合は、市長が別に定めるものを除き、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 第3条から第5条まで並びに第7条及び第8条の規定は、前項の場合に準用する。

○社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則(昭和38年6月14日規則第4号)

(助成の種類及び額)

第3条 助成の種類及び額は、次のとおりとする。

(1) 補助金

ア、イ 略

ウ 施設整備費補助金(助成の額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。)

(ア) 施設の新築、改築及び増築(以下「新築等」という。)の事業に要する費用で、国又は他の地方公共団体その他の団体(以下「国等」という。)から補助金を受けることが決定したものにあっては、新築等に要する費用から国等の補助金の額を減じた額の2分の1に相当する額を助成し、1,000万円を限度とする。国等の補助対象以外のものにあっては、新築等に要する費用の2分の1に相当する額を助成し、1,000万円を限度とする。

(イ) 前記(ア)にかかわらず、日野市の区域内に市民の社会福祉の増進に

寄与するため、新たに施設を設け市長が特に認めた場合は、施設の新築の事業に要する費用から国等の補助金の額を減じた額を、予算の範囲内で助成することができる。

(ウ) 施設の修繕及び補修（以下「修繕等」という。）に要する費用で、国等から補助金を受けることが決定したものにあっては、修繕等に要する費用から国等の補助金の額を減じた額の2分の1に相当する額を、国等の補助対象以外のものにあっては、修繕等に要する費用の2分の1に相当する額を助成し、200万円を限度とする。

エ 賃貸料補助金

新たに不動産の貸与を受けて児童福祉施設を運営する場合、その賃貸料の一部に相当する額を、予算の範囲内で助成することができる。ただし、賃借料は地域の水準に照らして適正な額以下でなければならない。

オ 以下略

○日野市立保育園民営化等に伴う運営費等に関する補助金交付要綱（平成25年11月27日制定）

（平成29年6月21日改正前のもの）

（補助の対象経費）

第3条 補助の対象となる経費は、民間保育所を設置し、運営するにあたり、社会福祉法人が負担する費用のうち、次に掲げるものとする。

(1) 賃借料

規則第3条第1号エに基づく不動産の貸与を受けて民間保育所を運営する場合に要する家賃等の費用

(2) 施設整備費

規則第3条第1号オに基づく保育施設の新築に要する費用

(3) 延長保育料

規則第3条第1号キに基づき、保育園に在籍する園児で当該保育園の民営化等により民間保育所に在籍することとなった園児に延長保育を実施する際に要する費用

(4) 合同保育事業費

規則第3条第1号キに基づき、合同保育（民間保育所を設置することとなる日より前に、市及び社会福祉法人の職員が民営化等の対象となる保育園において合同で行う保育をいう。）に参加する職員の人件費に係る費用

(5) その他日野市長（以下「市長」という。）が特に必要と認める費用

(現行(平成29年6月21日改正後)のもの)

(補助の対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、民間保育所を設置し、運営するにあたり、社会福祉法人が負担する費用のうち、次に掲げるものとする。

(1) 施設整備費

規則第3条第1号ウに基づく保育施設の整備又は同号オに基づく保育施設の改修に要する費用

(2) 賃借料

規則第3条第1号エに基づく不動産の貸与を受けて民間保育所を運営する場合に要する家賃等の費用

(3)～(5) 略

○地方自治法施行令

(随意契約)

第267条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(4) 略

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(9) 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3、4 略

○平成25年度保育所緊急整備事業補助要綱(平成25年5月1日制定、25福保子保第27号(東京都要綱))

第7 補助条件等

この補助金は、別記の補助条件を付して交付するものとする。

別記

補 助 条 件

1 ～ 1 4 略

1 5 事業者に対する補助条件

区市町村長は、この補助金を財源として認可保育所を設置運営する事業者（以下「事業者」という。）に補助するに当たり、原則として以下に掲げる条件及び 1、2、3、4、5、6、8、9、10、14に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、「知事」とあるのは「区市町村長」と、「区市町村長」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、並びに取得価格又は効用の増加の価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号）に定める期間を経過するまで、区市町村長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 補助事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の利が生じたときは、その処分につき区市町村長の承認を受けるものとする。
- (3) 区市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の一部又は一部を区市町村に納付させることがある。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど区市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (7) 補助事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、関東信越厚生局長の承認を受けること。東京都の補助金を受けて取得した財産については、都知事の承認を受けること。上記の条件に基づき区市町村長が事業者承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

○日野市立たかはた保育園機能移転に伴う移転場所周辺道路等整備事業費補助金交付要綱（平成25年6月17日制定）

（補助の条件）

第3条 整備工事施行者は、整備終了後、速やかに道路を市へ寄付するものとする。

（補助の対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、整備工事施行者が負担する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 周辺道路等整備費 略
- (2) 仮設道路整備費 略
- (3) 測量調査・設計及び施工管理費 略
- (4) その他日野市長が特に必要と認める費用

○地方自治法

（財産の管理及び処分）

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 略

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

- (1) 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

- (2) 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
- (3) 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付ける場合
- (4) 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地(以下この号において「庁舎等」という。)についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者(当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該余裕がある部分を貸し付けるとき(前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)
- (5) 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- (6) 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部(以下この項及び次項において「特定施設」という。)を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成三年法律第九十号)の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公

共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

○日野市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
(普通財産の交換)

第2条 普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差がその高価なものの価格の6分の1を超えるときは、この限りでない。

- (1) 本市において公用又は公共用に供するため市以外の者の所有する財産を必要とするとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用に供するため本市の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合においてその価格が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

○日野市公有財産規則
(審議会の設置)

第4条 財産の購入、貸付け、売却等における価格の適正を図るため、財産価格審議会(以下「審議会」という。)を設置することができる。

2 審議会を設置する場合において、審議会の構成及び運営は、別に定める。

○日野市財産価格審議会要綱
(設置)

第1条 日野市公有財産の取得、売払い、交換に伴う適正な価格及び賃貸借料金の適正な価格を審議するため、日野市財産価格審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について、各事務部局の要求によりこれを審議する。

- (1) 市において購入、売払い又は交換しようとする不動産の価格に関すること。
- (2) 市において貸付け又は借受けしようとする不動産の賃貸借料金に関すること。

○日野市普通河川等管理条例
(占用等の許可)

第5条 普通河川等において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 普通河川等の土地を占用すること。
- (2) 普通河川等の流水を占用すること。
- (3) 工作物を築造又は除却すること。
- (4) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状変更する行為をすること。

2 普通河川等に、生活廃水及び雨水等を放流しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(許可等の期間の更新)

第6条 前条に基づく許可及び承認(以下「占用等の許可」という。)の期間は、5年以内とする。ただし、公共性の高いもののうち、市長が特に必要があると認めるものについては、10年以内とすることができる。

(占用料の減免)

第10条 市長は、次の各号の一に該当するときは、占用料の額を減額又は免除することができる。

- (1) 公共の用に供する目的で、第5条第1項第1号の許可を受けたとき。
- (2) 前号のほか、市長が特に必要があると認めるとき。